

独立行政法人奄美群島振興開発基金
令和 5 年度業務実績評価

令和 6 年 8 月 30 日

目 次

1. 項目別自己評定総括表	1
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	2
3. 業務運営の効率化に関する事項	37
4. 財務内容の改善に関する事項	51
5. その他の事項	62
6. その他主務省令で定める業務運営に関する事項	66
7. 別表 中期計画の予算等	76

様式 1－1－1 中期目標管理法人 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項									
法人名	独立行政法人奄美群島振興開発基金								
評価対象事業年度	中期目標期間実績評価	令和5年度（第4期）							
	中期目標期間	令和元～5年度							
2. 評価の実施者に関する事項									
主務大臣	国土交通大臣								
法人所管部局	国土政策局	担当課、責任者	特別地域振興官 遠山 英子						
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 波々伯部 信彦						
主務大臣	財務大臣								
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	政策金融課 課長 大江 賢造						
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	文書課政策評価室 室長 佐藤 浩一						
3. 評価の実施に関する事項									
評価の実効性を確保するため実施した手続等は、以下のとおり。									
(1) 外部有識者意見聴取	<ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣の評価（案）について、以下の3名の外部有識者より意見聴取（令和6年6月26日（水）） <table> <tbody> <tr> <td>大川 澄人</td><td>株式会社日本経済研究所取締役</td></tr> <tr> <td>島崎 規子</td><td>株式会社重松製作所監査役</td></tr> <tr> <td>堀田 一吉</td><td>慶應義塾大学商学部教授</td></tr> </tbody> </table>			大川 澄人	株式会社日本経済研究所取締役	島崎 規子	株式会社重松製作所監査役	堀田 一吉	慶應義塾大学商学部教授
大川 澄人	株式会社日本経済研究所取締役								
島崎 規子	株式会社重松製作所監査役								
堀田 一吉	慶應義塾大学商学部教授								
(2) 理事長ヒアリング（令和6年6月19日（水））	<ul style="list-style-type: none"> ・基金の業務実績・自己評価（案）についてヒアリング 								
(3) 監事意見聴取（令和6年6月19日（水））	<ul style="list-style-type: none"> ・基金の業務実績・自己評価（案）について意見聴取 								

4. その他評価に関する重要事項
特になし

様式 1－1－2 中期目標管理法人 年度評価 総合評定

1. 全体の評定					
評定 (S、A、B、C、D)	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
	B	B	B	B	B
評定に至った理由					
	「独立行政法人の評価に関する指針」(平成 26 年 9 月 2 日総務大臣決定) 及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成 27 年 4 月 1 日国土交通省決定) の規定に基づき、項目別評定の算術平均（以下算定式のとおり。）に最も近い評定が「B」評定であること及び以下の「法人全体に対する評価」等を踏まえ、「B」評定とする。				
	<p>【項目別評定の算術平均】</p> <p>① 項目別評定の合計得点 S : 5 点×0 項目、A : 4 点×2 項目、B : 3 点×9 項目、C : 2 点×5 項目、D : 1 点×0 項目→45 点</p> <p>② 項目別評定の平均を算出 ①÷16 項目 → 2.81・・四捨五入→3 点 (B 評定相当)</p>				
2. 法人全体に対する評価					
法人全体の評価	奄美基金が一般管理費の削減やリスク管理債権割合の抑制等財務内容の改善等に努めていることは評価できる。他方、新型コロナウイルス感染症等の影響により奄美群島全体の経済が思うように伸びていないことや金融環境の変化もあり、財務内容に係る目標の達成は未達成である。引き続き、財務内容の改善等に取り組みつつ、奄美群島の振興開発を金融面から支援する役割を果たしていく必要がある。				
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特になし				
3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など					
項目別評定で指摘した課題、改善事項	<ul style="list-style-type: none"> 財務内容改善のため、引き続き、期中管理体制の強化や一般管理費の削減に努めることはもちろんのこと、令和 6 年度より新たに実施する特定業種における大口の協調融資や積極的なセールス、利用者のニーズに合った商品の開発等により、保証承諾額及び貸付額を増加させていくとともに、適切な余裕金の運用を実施することで、経常収益を増加させていく必要がある。 一方、奄美基金の使命は奄美群島の産業振興に貢献することであり、第五期中期目標においても改めて明記されていることから、引き続き、十分な審査を行いつつ、奄美群島の振興のために必要な事業は積極的に保証・融資を実施していく必要がある。 また、令和 6 年度より新たにコンサルティング業務等が追加されより充実した事業者支援が可能となったところ、将来的なコンサル業務の拡大も視野に、業務をより効果的かつ効率的に実施するための組織体制の見直しや適正な人員配置等に留意する必要がある。 				
その他改善事項	特になし				
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし				
4. その他事項					
監事等からの意見	法人の自己評価について、特段異論無し。				
その他特記事項	<p>(有識者意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> 奄美基金の業務実績評価にあたっては、奄美群島全体の経済状況とあわせて議論していくことが重要である。奄美基金の財務状況を議論するに際しても、奄美基金と他金融機関との関係性についても考える必要があるのではないか。 奄美群島は美しい自然環境や独特的な文化をはじめとして、魅力あふれる地域である。こういった魅力を積極的に P R し、注目を集めていくことが奄美群島地域の振興のために重要ではないか。 				

(令和5年度項目別自己評定総括表)

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備 考
	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項							
保証業務	B	B	B	B	B		
保証業務 ①	B	B	B	B	C	1-1	
事務処理の迅速化及び適正化						1-1-(1)	
適切な保証条件の設定						1-1-(2)	
保証業務 ②	B	B	B	B	B	1-1	
利用者に対する情報提供						1-1-(3)	
利用者ニーズの把握及び業務への反映						1-1-(4)	
関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実						1-1-(5)	
期中管理体制の強化						1-1-(6)	
担保設定の柔軟化						1-1-(7)	
奄美群島振興施策との連携・協調						1-1-(8)	
保証業務 ③						1-1	
リスク管理体制の充実・強化	B	B	B	B	B	1-1-(9)	
融資業務	B	B	B	B	B		
融資業務 ①	B	B	B	B	C	1-2	
事務処理の迅速化及び適正化						1-2-(1)	
適切な貸付条件の設定						1-2-(2)	
融資業務 ②	B	B	B	B	B	1-2	
利用者に対する情報提供						1-2-(3)	
利用者ニーズの把握及び業務への反映						1-2-(4)	
関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実						1-2-(5)	
期中管理体制の強化						1-2-(6)	
担保設定の柔軟化						1-2-(7)	
奄美群島振興施策との連携・協調						1-2-(8)	
融資業務 ③						1-2	
リスク管理体制の充実・強化	B	B	B	B	B	1-2-(9)	

※重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

中期計画（中期目標）	年度評価					項目別 調書No.	備 考
	元 年 度	2 年 度	3 年 度	4 年 度	5 年 度		
II. 業務運営の効率化に関する事項							
業務運営体制の効率化							2-1
組織体制・人員配置の見直し	B	B	B	B	B	2-1-(1)	
審査事務等の効率化						2-1-(2)	
情報システムの整備及び管理	—	—	—			2-1-(3)	4年度以降
一般管理費の削減	A	A	A	A	A	2-2	
一般管理費の削減						2-2-(1)	
人件費の削減						2-2-(2)	
給与水準の適正化						2-2-(3)	
人材育成	B	A	A	A	A	2-3	
職員研修・資格取得の推進						2-3-(1)	
人事交流・業務連携の強化						2-3-(2)	
入札及び契約手続きの適正化・透明化	B	B	B	B	B	2-4	
III. 財務内容の改善に関する事項							
財務内容の改善	C	C	C	C	C	3-1	
保証業務						3-1-(1)	
融資業務						3-1-(2)	
繰越欠損金の削減						3-2	
余裕金の適切な運用		B	B	B	B	3-3	
予算	C	C	C	C	C	3-4	
収支計画						3-5	
資金計画						3-6	
IV. その他の事項							
短期借入金の限度額	—	—	—	—	—	4	実績なし
不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	—	—	—	—	—	5	該当なし
第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	—	—	—	—	—	6	該当なし
剰余金の使途	—	—	—	—	—	7	該当なし
V. その他主務省令で定める業務運営に関する事項							
施設及び設備に関する計画	—	—	—	—	—	8-1	該当なし
人事に関する計画	B	B	B	B	B	8-2	
その他中期目標を達成するために必要な事項	B	B	B	B	B	8-3	
内部統制の充実・強化						8-3-(1)	

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

1－1－(1)～(2)	1. 保証業務 (1) 事務処理の迅速化及び適正化、(2) 適切な保証条件の設定					
業務に関する政策・施策	政策目標 10 國土の総合的な利用、整備及び保全、國土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	奄美群島振興開発特別措置法 第44条、第52条第1項第1号及び4号	
当該項目の重要度、難易度	一			関連する政策評価・行政事業レビュー	-	

2. 主要な経年データ

指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
			元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	
標準処理期間の達成割合	100.0%	100.0% ※平成30年度実績	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	74.3%	予算額（千円）	199,236	221,790	201,188	197,636	198,759
審査事務等についての点検及び見直しの検討	1回	一	1回	1回	2回	3回	2回	決算額（千円）	117,070	137,475	101,076	101,241	113,084
								経常費用（千円）	110,843	105,219	115,027	126,425	110,826
								経常収益（千円）	81,118	100,479	54,404	46,704	96,696
								行政コスト（千円）	110,881	105,219	115,027	126,425	110,826
								従事人員数	9	9	9	9	9.5

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて保証業務を行うものとする。	奄美基金は、保証業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。	奄美基金は、保証業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。			保証業務の評定 【項目別評定の算術平均】 (B 3点×2項目+C 2点×1項目) ÷ 3項目=2.67点→3点（四捨五入） ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。	保証業務（保証業務①、②、③）の評定 (B 3点×2項目+C 2点×1項目) ÷ 3項目≈2.67点→3点（四捨五入） ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。

					評定 C	
(1) 事務処理の迅速化及び適正化 ① 利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、審査の質を落とすことなく業務の効率化等により、その期間内に全ての案件を処理する。 <目標水準の考え方> 第三期中期目標期間において、目標（8割以上の処理）の達成が見込まれるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求ることから、全ての案件を標準処理期間内に処理する。 なお、金融機関からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、奄美基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除外。 ② 業務の質的向上や利用者の手続面での負担軽減等を図り、適正な事務処理を行うため、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 審査事務等についての点検及び見直しの実	(1) 事務処理の迅速化及び適正化 ① 審査の厳格化、経営支援等のサービスの充実に留意しつつ、利用者の利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、すべての案件をその期間内に処理する。 ・ 審査能力の向上を図るため、外部の専門機関の研修プログラム等を活用した職員研修を行う。 ・ 関係金融機関と群島内事業者の業況等について随時情報交換を行う。 ・ 申込事業者の財務諸表分析について中小企業信用情報データベースシステムを活用する。	(1) 事務処理の迅速化及び適正化 ① 標準処理期間を6日に設定し、以下の措置を講じること等により事務処理を迅速化し、すべての案件をその期間内に処理する。 ・ 標準処理期間内の事務処理の達成度割合 ・ 審査事務等についての点検及び見直しの検討（企画運営会議）：年1回以上（保証・融資業務共通） ・ 審査能力の向上を図るため、外部の専門機関の研修プログラム等を活用した職員研修を行う。 ・ 中小企業信用情報データベースシステムの活用 ・ 保証条件の定期的な見直し ・ 地方公共団体との検討会議での協議（制度保証） <評価の視点> 事務処理の迅速化、審査事務等についての点検及び見直しの検討、適切な保証条件の設定等の状況	<主な定量的指標> ・ 標準処理期間内の事務処理の達成度割合 ・ 審査事務等についての点検及び見直しの検討（企画運営会議）：年1回以上（保証・融資業務共通） <その他の指標> ・ 関係金融機関との情報交換 ・ 中小企業信用情報データベースシステムの活用 ・ 保証条件の定期的な見直し ・ 地方公共団体との検討会議での協議（制度保証） <評価の視点> 事務処理の迅速化、審査事務等についての点検及び見直しの検討、適切な保証条件の設定等の状況	<主要な業務実績> ○ 標準処理期間内の処理割合 ・ 標準処理期間内の処理割合は突発的な事象があったことから目標を達成することが出来なかつたものの審査事務等についての点検・見直しの検討は、目標を達成することが出来なかつた。 ・ 審査能力の向上を図るため、通信講座（5名）、顧問弁護士、司法書士、株日本政策金融公庫等が主催する外部研修（延べ48名）を受講した。 ○ 関係金融機関との情報交換 ・ 群島内事業者の業況等情報収集のため関係金融機関との情報（意見）交換を56回実施した。（保証・融資共通） ○ 中小企業信用情報データベースシステムの活用 ・ 申込事業者の財務諸表の分析を客観的かつ迅速に行うため中小企業信用情報データベースを活用した。	<評定と根拠> 評定：C 根拠：定量的指標の標準処理期間内の処理割合は突発的な事象があったことから目標を達成することが出来なかつたものの審査事務等についての点検・見直しの検討は、目標を達成している。 また、審査能力の向上のため、通信講座や研修の受講、金融機関との情報交換、CRDの活用も計画どおり実施している。 加えて、「責任共有制度」の継続による適切なリスク分担、「中小企業融資制度研究会」への参加等により資金需要を勘案した制度見直しを実施している。 これらの実績から定量的な指標については「所期の目標を下回っている」と認められる評価項目があるものの定性的な指標は「目標の水準を満たしている」と認められることから総合的に判断し、Cとする。	<評定に至った理由> 審査事務等についての点検及び見直しの検討（年1回以上）については定量的目標を達成できているものの、標準処理期間の達成割合については、病気休暇等による人員不足の影響もあり、目標値を達成できなかつた。利用者への利便性に資する観点からも、早期改善が望まれる。 以上のことから、一部指標について定量的目標を達成できていないため、評定を「C」とする。
					<今後の課題と対応> 予期せぬ事由により、人員不足等が発生した場合でも業務に支障が生じない体制の構築が必要である。 奄美基金は職員数19名であり、限られた人員のなかで業務を実施しており、欠員が生じても、すぐに代替人員の確保は困難である。よって、有事の際には組織全体でフォローできる体制と職員全員がどの業務でも担えるための準備が重要である。計画的な人員計画を進めつつ、各課の業務の知見・ノウハウの共有や想定訓練の実施を通じて、有事の際にも組織全体で業務を回せる体制づくりが望まれる。	
					<その他事項> (有識者意見) ・ 主務大臣の評定について異論なし。 ・ 予期せぬ人員不足は起こりうる事態である。有事の際にも、業務に支障が生じないように、業務のマニュアル化や仕分けをし、共有することで、組織全体でフォローできる体制の構築と職員全員がどの業務でも担えるためのレベルアップが必要ではないか。 ・ またマニュアル化や仕分けができれば、業務の一部を委託することも可能となり、その結果例えば、職員の顧客に向き合う機会を増やす等、他業務にマンパワーを割くことが可能となる。こういった組織運営体制についても中長期的に検討していく必要があるのではないか。	

施状況	<p>業務の質的向上等に資する観点から、審査事務や期中管理手法等について毎年度点検を実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査事務等についての点検及び見直しの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査事務等についての点検及び見直しの検討（企画運営会議）：年1回以上（保証・融資業務共通） <p>(2) 適切な保証条件の設定</p> <p>保証料率をはじめとする保証条件については、適正な業務運営の確保を前提として、奄美基金の政策金融としての役割、保証リスク、資金需要等を勘案した条件設定を行う。</p> <p>また、保証需要の多様化に対応するとともに事業者の負担軽減に資する地方公共団体の制度保証について、地方公共団体と連携を取りながら、適切な条件が設定されるよう努める。</p> <p>さらに、地方公共団体が設定する制度保証について、奄美群島の産業特性及び地域内事業者の状況を踏まえつつ、新たな産業育</p>	<p>業務の質的向上等に資する観点から、審査事務や期中管理手法等について毎年度点検を実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査事務等についての点検及び見直しの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査事務等についての点検及び見直しの検討（企画運営会議）：年1回以上（保証・融資業務共通） <p>(2) 適切な保証条件の設定</p> <p>「奄美群島振興開発計画」に沿った適切な保証条件の設定を行うため、以下の事項に取り組む。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 信用保証協会等他の保証機関の保証料率、保証限度等の保証条件について、調査、資料の収集・整理等を行い、奄美基金の保証条件との比較検討を行う。 ② 鹿児島県が開催する「中小企業融資制度研究会」に出席し、鹿児島県が設定する制度保証について、新規制度の創設及び既存制度の改善等について協議を行う。 ③ 地域経済の動向等を踏まえ、各種産業分野に対する保証条件の優遇等について整理・検証し、必要に応じ関係機関 		<p>○リスク分担の在り方等の検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成19年11月より金融機関が代位弁済の一部を負担する「責任共有制度」を導入済みである。 <p>○保証条件の定期的な見直し・地方公共団体との検討会議での協議（制度保証）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鹿児島県主催の「中小企業融資制度説明会」へ出席し、新規制度等について協議を行い、次年度における所要の制度改革反映させた。主な制度改革は以下のとおり。 <ol style="list-style-type: none"> ①パートナーシップ構築 宣言企業への保証料補助率引き上げ ・0.1%上乗せ補助 (令和7年度まで) ②伴走支援型借換支援資金の保証申込期限延長 	
-----	---	---	--	--	--

	<p>成に資する新規制度の創設及び既存制度の改善等について地方公共団体と定期的な会議を開催する等連携して取り組んでいく。</p>	<p>と協議を行う。</p> <p>④ 上記の結果を踏まえ、現在の保証条件の設定が適切なものであるかどうか業務運営に必要なコスト・保証リスク等財務状況への影響及び資金需要を踏まえ企画運営会議で検討を行い、必要に応じて制度保証の創設や保証条件の見直しを行う。</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・期限:令和6年6月30日 ③事業再生支援資金(感染症対応型)の取扱期間の延長 <ul style="list-style-type: none"> ・期限:令和6年6月30日 ④資金繰り円滑化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・対象資金 中小企業振興資金(運転設備資金) 小規模企業活力応援資金 ・保証料補助率 0.05～0.15.0% (通常保証料補助へ上乗せ) ・取扱期間 令和7年3月31日 	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

決算額（113,084千円）が予算額（198,759千円）に比して、85,675千円減少している主な要因は、代位弁済金の支出減によるものである。

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1－1－(3)～(8)	1. 保証業務 (3) 利用者に対する情報提供、(4) 利用者ニーズの把握及び業務への反映、(5) 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実、(6) 期中管理体制の強化、(7) 担保設定の柔軟化、(8) 奄美群島振興施策との連携・協調		
業務に関する政策・施策	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	奄美群島振興開発特別措置法 第44条、第52条第1項第1号及び4号
当該項目の重要度、難易度	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者ニーズの把握及び業務への反映【重要度：高】 ・関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実【重要度：高】 ・奄美群島振興施策との連携・協調【重要度：高】 		関連する政策評価・行政事業レビュー

2. 主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報								① 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
窓口での同日情報提供・HP掲載割合	100.0%	100.0% ※平成30年度実績	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	予算額（千円）	199,236	221,790	201,188	197,636	198,759
事業者の収益向上等件数	4件	—	0件	3件	1件	0件	0件	決算額（千円）	117,070	137,475	101,076	101,241	113,084
事業者セミナー開催回数	2回	—	1回	0回	2回	2回	2回	経常費用（千円）	110,843	105,219	115,027	125,425	110,826
アンケート実施件数	100先	—	55先	131先	111先	102先	105先	経常収益（千円）	81,118	100,479	54,404	46,704	96,696
地方公共団体等との連携の在り方についての検討	2回	—	2回	3回	6回	4回	2回	行政コスト（千円）	110,881	105,219	115,027	126,425	110,826
地方公共団体等との意見交換の回数	1回	—	13回	13回	10回	13回	10回	従事人員数	9	9	9	9	9.5
金融機関との協調体制による経営改善支援状況	45件	—	25件	47件	41件	22件	37件						
事業者が必要としている支援についての検討	2回	—	2回	1回	4回	6回	8回						
事業者の再生支援件数	5件	—	6件	7件	8件	7件	5件						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(3) 利用者に対する情報提供 奄美基金の業務に対する利用者の理解を深める	(3) 利用者に対する情報提供 奄美基金の業務に対する利用者の理解を深める	(3) 利用者に対する情報提供 奄美基金の業務に対し、奄美基金の保証業務の各種制度・条	<主な定量的指標> ・情報等発表と同日中の窓口への備え付け、奄美基金のホームページへの掲載割合	<主要な業務実績> ○情報等発表と同日中の窓口への備え付け、奄美基金のホームページへの掲載割合	<評定と根拠> 評定：B 根拠：金利情報等について発表と同日に窓口へ備え付けるとともにホームページ	評定 B <評定に至った理由> 中期目標で重要度を「高」と設定している3項目について、以下のとおり目標の水準を満たしていると認められること。また、一部定量的指標について、新型

<p>ため、ホームページ、窓口等を活用した情報提供を行う。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努める。</p> <p>これらの情報については、原則として、発表と同日に窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載するものとする。</p> <p>また、地元市町村広報誌等を活用することにより情報提供の充実を図る。</p> <p>(4) 利用者ニーズの把握及び業務への反映</p> <p>資金需要、経営改善、事業承継等に関する利用者ニーズの把握に努め、その結果を業務に反映させる。</p> <p>利用者のニーズを踏まえ、事業セミナーや経営サポートを実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の収益向上や事業セミナーの実施状況 <p>【重要度：高】</p> <p>国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、奄美群島内の中小零</p>	<p>ため、ホームページ、窓口等を活用して、業務概要、業務方法書や財務諸表等奄美基金に関する情報や事業経営の参考となる情報等を分かりやすく提供する。</p> <p>また、窓口において提供する情報についても利用者の利便性を考慮し、充実を図る。</p> <p>情報提供に当たっては、原則として、発表と同日に、窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載する。</p> <p>(4) 利用者ニーズの把握及び業務への反映</p> <p>資金需要、経営改善、事業承継等に関する利用者ニーズを把握するため、定期的なアンケート調査の実施や奄美基金のホームページを活用した電子メールでの意見・質問受付け等を行い、その結果を業務に反映させることを行なう。</p> <p>利用者のニーズを踏まえ、地域の事業者に対する適切な事業計画の策定や経営改善を促進するため、外部専門家も活用した事業セミナー等を企画・開</p>	<p>件等内容に関する情報や財務内容に関する公開情報及び産業経済に関する情報等をわかりやすく提供するため、ホームページの構成、掲載事項について、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>また、地方公共団体等との連携の在り方についての検討</p> <p>情報提供に当たっては、原則として、発表と同日に、窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載する。</p> <p>(4) 利用者ニーズの把握及び業務への反映</p> <p>① 資金需要、経営改善、事業承継等に関する利用者ニーズを把握するため、定期的なアンケート調査の実施や奄美基金のホームページを活用した電子メールでの意見・質問受付け等を行い、その結果を業務に反映させることを行なう。</p> <p>② 利用者のニーズを踏まえ、地域の事業者に対する適切な事業計画の策定や経営改善を促進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者の収益向上等件数 ・事業者セミナーの開催回数 ・アンケート実施 ・地方公共団体等との連携の在り方についての検討 ・地方公共団体等との意見交換の回数 ・金融機関との協調体制による経営改善支援状況 ・事業者が必要とする支援についての検討 ・事業者の再生支援件数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・奄美群島の経済・金融の調査等の実施状況 ・動産担保等の設定 ・奄美群島振興施策との連携等 <p><評価の視点></p> <p>利用者に対する情報提供、利用者ニーズの把握及び業務への反映等の状況</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者や関係機関の利便性の向上に資するため、引き続きホームページ上にご意見箱（お問い合わせフォーム）を設置するとともに、本部及び出先事務所の窓口や応接室に業務概要、財務諸表等の資料を備え付けることにより、利用者や来客者に対し、分かりやすく情報を提供した。 ・貸付金利の変更については、適用日と同日に奄美基金のホームページへ掲載し、財務諸表等その他の情報については、同日に窓口の備え付け、ホームページへの掲載を行った。 ・窓口への同日備え付け及びホームページへの掲載の割合は 100% となつた。 <p>○アンケート実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズ等を把握するため、アンケートを実施した。 	<p>ージへ確実に掲載しており、利用者に対する情報提供に努めている。</p> <p>審査及び期中管理を業務課にて一貫して対応を行い、事業者の支援体制の強化に努めているほか、事業者再生支援委員会において、事業者が必要としている支援についての検討を行い、財務面・運営面等のアドバイスを実施している。</p> <p>また、資金の利用促進を図るためにアンケートによる利用者のニーズの把握、事業者セミナーの開催によるきめ細かな経営サポート及び地方公共団体等との連携の在り方についての検討、金融機関との協調体制による経営改善支援を行うなどの関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実に努めていることから定量的な指標について「所期の目標を達している」と判断する。</p> <p>なお、利用者の声を更に業務に反映させるべく、令和元年度から内容の改正を行うとともに、アンケート結果（事業経営上の課題、現在の業況、借入を検討する際の重要度等）を分析し利便性の向上に繋げることとした。</p> <p>(回答先数 52 先／調査先数 105 先) ※保証・融資共通</p> <p>また、課題等については、令和 6 年度以降引き続</p>
---	--	---	---	---	---

<p>細事業者の経営改善等のニーズに応え、地域産業の育成・振興を図るために、今後、事業者に対して創業や高付加価値化へのアドバイスなど事業活動に対する更なるサポート機能の充実が必要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。</p>	<p>催を行うことできめ細かな経営サポートを実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の収益向上やセミナーの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の収益向上等件数：年4件以上 ・ 事業セミナーの開催：年2回以上（保証・融資業務共通） ・ アンケートの実施件数：年100件以上（保証・融資業務共通） 	<p>するために外部専門家も活用した事業セミナー等を企画・開催を行うことできめ細かな経営サポートを実施する。</p> <p>また、災害時においては事業者の被害状況等を勘査しながら、現地における資金相談会の開催等について適時対応を行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の収益向上やセミナーの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の収益向上等件数：年4件以上 ・ 事業セミナーの開催：年2回以上（保証・融資業務共通） ・ アンケートの実施件数：年100件以上（保証・融資業務共通） 	<p>き、企画運営会議等で協議・検討を行うこととしている。</p> <p>○事業者セミナーの開催回数及び事業者の収益向上等件数</p> <p>・利用者のニーズを踏まえ、地域の事業者に対する適切な事業計画の策定や経営改善を促進するため、当基金職員が講師となつた事業者セミナー及び外部専門家を活用した事業セミナーを2回企画・開催し、きめ細かな経営サポートを実施した。</p> <p>・事業者の収益向上に繋がった事例は目標4件のところ実績はなかった。保証時その後のアドバイス等による効果が収益向上に結びつくまでは相応の期間が必要であり、当年度には反映されにくいことが要因であると考えている。</p> <p>○関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実</p> <p>・企画運営会議において、認定支援機関の認定制度、経営者保証非提供制度、プロパー融資借換特別保証制度についての協議を2回実施した。</p> <p>※認定支援機関の認定制度</p>	<p>握及び業務への反映」等において目標未達の項目があるが、新型コロナウイルスの影響等によるものであり、重要度を「高」と設定している他の項目の対応状況等も考慮し総合的に判断した結果、Bとする。</p> <p><重要度を「高」としている項目></p> <p>○利用者ニーズの把握及び業務への反映</p> <p>資金の利用促進を図るためアンケートによる利</p>	<p>よって目標件数を達成できていないものの、関係機関との連携強化については、その必要性について検討のうえ、適切に実施したと評価する。</p> <p>○「奄美群島振興施策との連携・協調」</p> <p>奄美群島内地方公共団体が実施する地域振興関連委員会の委員としての参画、全市町村と地域振興に関する意見交換等を実施し、奄美群島振興施策と奄美基金の業務を連動させる取組を行った。</p> <p><今後の課題></p> <p>奄美基金では、群島内の事業者への支援をさらに充実させるため、令和5年度末奄美振興法の延長・改正において、今まで附帯業務の範囲で実施していたコンサルティング業務を新たに奄美基金の業務として追加することとなり、令和6年度から取り組んでいく予定である。また、奄美群島への観光客数が回復傾向となっており、観光関連産業を中心に、事業拡大や創業の動きがでてきているところである。</p> <p>このような状況において、奄美基金では、これまでの経験・ノウハウを生かし、鹿児島県や奄美群島市町村、金融機関との連携を取りながら、コンサルティング業務の充実を図ることや、必要に応じて外部のコンサルティング専門機関と連携することにより、奄美群島の産業振興のための更なる事業者支援を実施することが望まれる。</p> <p><その他事項></p> <p>事業者の収益向上等件数について、第五期中期目標・計画では、中期目標期間5カ年で達成すべき目標として位置づけている。また評価に際しては、我が国全体の経済情勢や災害の発生等による地域経済の変化を考慮することとしている。</p> <p>(有識者意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣の評定について異論なし。 ・コンサルティング業務の追加については良いと思うが、実施に当たっては、実施したことによる効果まで
<p>(5) 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実</p> <p>地域の事業者を支援するため、地方公共団体、金融機関等との連携の強化を図るとともに、コンサルティング機能の充実に努める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体、金融機関等との連携の在り方 	<p>(5) 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実</p> <p>地域の事業者を支援するため、地方公共団体、金融機関、商工会議所、中小企業再生支援協議会等との定期的な意見交換会の実施等、連携の強化を図るとともに、職員の資質向上、奄美群島や他地域の経済・金融の調査・分析を行</p>	<p>(5) 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実</p> <p>地域の事業者を支援するため、引き続き地方公共団体、金融機関等との意見交換会を定期的に実施し、産業振興に資する各種施策、奄美群島の産業・経済動向や事業者の現況等の情報共有により連携強化を図る。また、地方公共団</p>			

<p>についての検討及び意見交換の実施状況</p> <p>○ 奄美群島の経済・金融の調査等の実施状況</p> <p>【重要度：高】</p> <p>　　国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、地方公共団体の施策と連携した事業（立地協定企業など）等を支援し、地域産業の育成・振興を図るために、今後、地方公共団体等の「知恵袋」的な役割を果たすこと、また、奄美群島振興交付金等の取組成果の評価や奄美群島経済等の分析及び群島内外へ発信することが効果的であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。</p>	<p>う等、コンサルティング機能の充実等に努める。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 地方公共団体、金融機関等との連携の在り方についての検討及び意見交換の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体等との連携の在り方についての検討（企画運営会議）：年2回以上（保証・融資業務共通） ・ 地方公共団体等との意見交換の回数：年1回以上（保証・融資業務共通） ・ 金融機関との協調体制による経営改善支援状況：年45件以上 <p>○ 奄美群島の経済・金融の調査等の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奄美群島の経済状況等に関する情報の収集及び一定の区分（島別、地方公共団体別等）での整理を行い、地方公共団体等との意見交換での活用やH Pでの情報発信を行う（保証・融資業務共通） 	<p>体が実施する各種事業の検討・選定等における委員会に外部委員として参加し、金融情報及び事業計画策定等について提言を行うとともに、地方公共団体や事業者に対し地域経済、金融の調査・分析等の情報提供を行うなどコンサルティング機能の充実に努める。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 地方公共団体、金融機関等との連携の在り方についての検討及び意見交換の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体等との連携の在り方についての検討（企画運営会議）：年2回以上（保証・融資業務共通） ・ 金融機関との協調体制による経営改善支援状況：年45件以上 <p>○ 奄美群島の経済・金融の調査等の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 奄美群島の経済状況等に関する情報の収集及び一定の区分（島別、地方公共団体別等）での整理を行い、地方公共団体等との意見交換での活用やH Pでの情報発信を行う（保証・融資業務共通） 	<p>これまでの経営革新計画の策定等の業務について一定の経験年数を持っている機関や人（金融機関、税理士、中小企業診断士等）を国が認定支援機関として認定。同機関の支援を通じ、中小企業者が持つ潜在力・底力を最大限引き出し、経営力の強化を図っていく制度。</p> <p>※経営者保証非提供制度 保証料上乗せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度。</p> <p>※プロパー融資借換特別保証制度 例外的に既往プロパー融資（経営者保証あり）から信用保証付融資（経営者保証なし）への借換を認める保証制度。</p> <p>・ 地域の事業者を支援するため、引き続き地方公共団体、金融機関等との意見交換会を定期的に実施し、産業振興に資する各種施策、奄美群島の産業・経済動向や事業者の現況等の情報共有により連携強化を図った。</p> <p>（意見交換の回数）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体：10回 ・ 金融機関：56回 ・ また、金融機関との協調体制による経営改善支援として、条件変更を33件、バンクミーティングを4件実施した。なお、目標の45件に対して37件の実績となっている理由は、事業 	<p>支援体制の強化に努めるとともに、関係機関との連携強化及び奄美群島振興施策との連携・協調の強化に努める。</p>	<p>考えたうえで、コンサルティング内容を検討し、より効果的なものとすることが重要である。結果、事業者の収益向上等に繋がらないのであれば、コンサルティング業務を実施することの意義も問われ、無駄となってしまう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向けセミナーの実施については内容を再検討するとともに、開催回数を増やす等してより効果的なものになるよう改善が必要ではないか。
---	---	--	---	--	---

		(共通)		者の業況や返済状況等を勘案し、経営改善支援の必要性を総合的に判断したことによるものである。 ・更に、当基金役員が奄美大島法人会の総会等において、奄美群島の振興についての講演を実施するなど、地域の事業者を支援する取り組みを行った。 ・奄美群島の経済や金融動向について情報の収集及び整理を行っており、地方公共団体等との意見交換や各種委員会、ヒアリング等で使用している。また、当該資料は資金需要に応じた制度改革等に活用することとしている。	
(6) 期中管理体制の強化 貸付実行からその後の経営安定までの支援及び経営・再生支援を含む期中管理体制を強化する。 【指標】 ○ 事業者が必要としている支援についての検討及び実施状況	(6) 期中管理体制の強化 貸付実行からその後の経営安定までの支援及び経営・再生支援を含む期中管理体制を強化する。 【指標】 ○ 事業者が必要としている支援についての検討及び実施状況 ・ 事業者が必要としている支援についての検討(事業者再生支援委員会)：年2回以上(保証・融資業務共通) ・ 事業者の再生支援件数：年5件以上(保証・融資業務共通)	(6) 期中管理体制の強化 審査を担当する業務課において地区別担当制により審査部門と期中債権管理部門を一貫して取り扱うことにより事業者の起業段階から経営安定に到るまでの支援を図るとともにモニタリング、経営相談の実施等を通じ利用者の経営・再生支援体制等の強化を図る。 また、相談者の利便性の向上を図るため、営業時間の延長や奄美基金の事務所を設置していない地域での移動金融相談の実施を検討する。 【指標】 ○ 事業者が必要として	○期中管理体制の強化 ・審査及び期中管理を業務課にて一貫して対応を行い、財務諸表徴求時にモニタリングを行う等、事業者の支援体制の強化に努めた。また、再生支援先(3先)・合実計画策定先(2先)を選定の上、事業者再生支援委員会を8回開催し、財務面・運営面等のアドバイスを実施した。 ・また、利用者の利便性を図るために「営業時間の延長」等の改善については、顧客アンケート結果を踏まえ、引き続き検討することとし、「移動金融相談」についても引き続き当基金の事務所を設置していくな		

		<p>いる支援についての検討及び実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者が必要としている支援についての検討(事業者再生支援委員会)：年2回以上(保証・融資業務共通) 事業者の再生支援件数：年5件以上(保証・融資業務共通) <p>(7) 担保設定の柔軟化 事業資産等に対する動産担保設定の促進等により利用者の利便性の向上に資するとともに債権保全の強化を図る。</p>	<p>い喜界島、与論島において、両町の役場を介して利用者等とオンライン相談ができる体制を構築するとともに、ホームページ上にご意見箱(お問い合わせフォーム)を設置した。</p> <p>○動産担保等の設定 ・利用者の実態等を踏まえ、債権保全の多様化及び弹力的な対応を図るために保証対象設備を動産担保(譲渡担保)とする保証については、不動産担保で債権保全が図られたことから実績はなかった(融資は2件、8百万円)。 ※昨年度は、保証：1件、10百万円、融資：3件、13百万円。</p>	
(7) 奄美群島振興施策との連携・協調 鹿児島県及び奄美群島の地方公共団体と連携し、奄美群島振興開発計画及び奄美群島振興交付金に基づく民間団体等による事業及びそれらと一体となつて振興に取り組む事業に対して、積極的な金融支援を実施する。 【重要度：高】 国の政策実施において大きな役割を担う奄美基	(8) 奄美群島振興施策との連携・協調 鹿児島県及び奄美群島の地方公共団体との連携をこれまで以上に緊密にし、農業、観光等の重点分野をはじめ奄美群島振興開発計画及び奄美群島振興交付金に関連する事業に対し、その効果をより一層高めるため施策との協調を図り積極的な金融面からの支援を実施する。	(8) 奄美群島振興施策との連携・協調 鹿児島県及び奄美群島内市町村との連携を一層、緊密にし、群島経済の自立的発展に資するため、農業・観光・情報通信の重点3分野等をはじめ奄美群島振興開発計画及び奄美群島振興交付金に関連する事業に対し、その効果をより一層高めるため、施策との協調を図り積極的に金融面からの支援を進め	<p>○奄美群島振興施策との連携等 ・群島内地方公共団体が実施する各種事業の検討・選定等における委員会に外部委員として参加し金融情報及び事業計画策定等について提言等を行った。(奄美群島UINOターン支援協議会、奄美群島島ちゅチャレンジ支援事業、奄美市繁盛店づくり支援事業認定審査会、名瀬港(本港地区)土地処分検討</p>	

<p>金が、今後、地方公共団体等に対し、奄美群島振興交付金の活用等について、奄美基金の業務と連動させ、施策の効果が高まる提案を実施することが重要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提案がなされている。</p>	<p>る。</p> <p>具体的には、総務企画課参事（企画担当）が、奄美群島内市町村の企画担当課と意見・情報交換の機会を通じて、地域の主要施策や課題を収集しながら、奄美基金の制度等を活用した支援策の提案を行うなど地域活性化に向けた更なる連携強化を図る。また、地域の公的機関として業務を行っている機関の取り組み事例を調査し、その調査結果を基に、奄美基金が支援可能な方策を整理し、地元地方公共団体へ提言等を行う。</p> <p>また、鹿児島県や奄美群島広域事務組合との定期的な意見交換を通じて、奄美群島振興開発計画、同事業、奄美群島振興交付金に関連する事業及び奄美基金の役割等について検討し、積極的な金融支援に資することとする。</p>	<p>委員会、奄美群島新ビジョン懇話会ほか)</p> <p>また、鹿児島県の主催する奄美群島成長戦略推進交付金に係る令和6年度要望事業ヒアリングへ基金職員が傍聴参加し産業振興施策の把握、情報収集等を行った。</p> <p>加えて、総務企画課の職員が各市町村を訪問し、決算報告及び基金への要望等意見交換を行い、連携強化に努めたほか、当基金、鹿児島県、奄美群島広域事務組合による基金の機能強化に関する勉強会及び地元金融機関との合同研修会等を行った。</p>		
--	--	--	--	--

4. その他参考情報

決算額（113,084千円）が予算額（198,759千円）に比して、85,675千円減少している主な要因は、代位弁済金の支出減によるものである。

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

1－1－(9)	1. 保証業務 (9) リスク管理体制の充実・強化					
業務に関する政策・施策	政策目標 10 國土の総合的な利用、整備及び保全、國土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	奄美群島振興開発特別措置法 第44条、第52条第1項第1号及び4号	
当該項目の重要度、難易度	・新規の債権に対する管理強化【難易度：高】			関連する政策評価・行政事業レビュー	-	

2. 主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報								① 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
民間金融機関との連携・協調の在り方についての検討	2回	—	2回	2回	2回	3回	3回	予算額（千円）	199,236	221,790	201,188	197,636	198,759
協調融資によるリスク分散の件数・金額	8件 72百万円	—	4件 113百万円	2件 94百万円	6件 122百万円	6件 94百万円	2件 73百万円	決算額（千円）	117,070	137,475	101,076	101,241	113,084
新規債権のリスク管理債権比率	15.0%以下 第四期中期目標期間最終年度（令和5年度）目標値	—	3.1%	1.7%	2.4%	1.3%	1.4%	経常費用（千円）	110,843	105,219	115,027	126,425	110,826
達成度	—	—	-%	-%	-%	-%	116.0%	経常収益（千円）	81,118	100,479	54,404	46,704	96,696
延滞債権割合	4.0%以下 第四期中期目標期間最終年度（令和5年度）目標値	—	0.0%	1.9%	0.0%	0.1%	1.3%	行政コスト（千円）	110,881	105,219	115,027	126,425	110,826
達成度	—	—	-%	-%	-%	-%	102.8%	従事人員数	9	9	9	9	9.5

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(8) リスク管理体制の充実・強化 ① 審査委員会及び債権管理委員会の活用 審査及び債権管理の厳	(9) リスク管理体制の充実・強化 ① 審査委員会及び債権管理委員会の活用 審査及び債権管理の厳	(9) リスク管理体制の充実・強化 ① 審査委員会及び債権管理委員会の活用 審査及び債権管理の徹	<主な定量的指標> ・民間金融機関との連携・協調の在り方についての検討 ① 審査委員会及び債権管理委員会の活用 審査及び債権管理の徹	<主要な業務実績> ○審査委員会及び債権管理委員会の活用 ・保証、融資の審査及び債権管理委員会を活用し、リスクの抑制及び管理、回収について、審査委員会、債権分散の件数、金額	<評定と根拠> 評定：B 根拠：審査委員会及び債権管理委員会を活用し、リスクの抑制及び管理、回収について、審査委員会、債権分散の件数、金額	評定 B <評定に至った理由> 奄美基金における審査委員会、債権管理委員会及び再生支援委員会では、理事長以下役員が全ての構成員となり、リスク管理を強化するための体制をとっている。審査委員会及び債権管理委員会においては、保証、

<p>格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会及び債権管理委員会の活用を引き続き図る。</p> <p>② 債権管理の徹底 延滞債権等、特に管理を行うことが必要な債権管理の徹底を図る。</p>	<p>格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会及び債権管理委員会の活用を引き続き図る。</p> <p>② 債権の集中管理の徹底 長期延滞債権等特別に管理を行うことが必要な債権については、債権管理委員会での審議を行うとともに、必要な法的手続措置等も含め集中管理を徹底する。</p>	<p>底、厳格化を図るために、保証、融資の審査及び債権管理・回収に関する事項については、引き続き理事長以下を構成員とする審査委員会及び債権管理委員会において審議を行う。</p> <p>② 債権の集中管理の徹底 長期延滞債権等特別に管理を行うことが必要な債権については、債権管理委員会での審議を行うとともに、必要な法的手続措置等も含め集中管理を徹底する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新規債権のリスク管理 債権比率 ・延滞債権割合 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会、債権管理委員会の活用 ・法的手続を含む債権管理の状況 ・債務者区分の応じた債権管理 ・経営、再生支援先対応 ・リスク管理委員会での審議 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理体制の充実・強化の実施状況等 	<p>管理委員会において全案件を審議した。</p> <p>※審査委員会での審議件数 108 件（保証：43 件、融資：65 件）</p> <p>※債権管理委員会での審議件数 112 件（業務課：62 件、管理課：50 件）</p> <p>○法的手続を含む債権管理の状況</p> <p>・債権管理委員会で審議し回収方策を決定、その後に進捗状況の確認、報告を行い、必要に応じ再度債権管理委員会で審議すること等、債権管理の徹底に努めた。</p> <p>(期中延滞残高) 15百万円 (4年度 7百万円)</p> <p>(期限経過残高) 延滞なし (4年度 2百万円)</p> <p>【参考：融資】</p> <p>(期中延滞残高) 15百万円 (4年度 19百万円)</p> <p>(期限経過残高) 634百万円 (4年度 802百万円)</p> <p>・法的手続措置等に関しては競売 1 件に取り組んだ。 (融資は競売 3 件、訴訟 1 件、債権差押 1 件)</p> <p>○債務者区分に応じた債権管理</p> <p>・債務者の返済状況、保全状況等を勘案して管理方</p>	<p>また、区分に応じた債務者管理を徹底し、効率的かつ効果的な債権管理サイクルとなるよう努めるとともに、特別に管理を行うことが必要な債権について、法的手続の実施など適切に対応している。</p> <p>加えて、「責任共有制度」の継続措置、金融機関プロパー融資の促進等を図っている。</p> <p>以上の対応に努めたこと等から、新規の債権に対するリスク管理債権比率は、1.4%と低い水準であった。</p> <p>また、延滞債権割合についても 1.3%となっており目標を達成している。</p> <p>協調融資によるリスク分散の金額は目標を達成したものの件数が目標未達であった。本指標は事業者からの借入申込に対し当基金が必要以上にリスクテイクしないために設定しており、実際の審査では事業者の業況や申込内容によって協調融資によるリスク分散の必要性を総合的に判断している。</p> <p>難易度を「高」と設定している「新規の債権に対する管理強化」の実績等も考慮し定量的な指標について、総合的に判断したところ「所期の目標を達成していると認められる」と認められることから B とする。</p> <p><今後の課題></p> <p>—</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者意見)</p> <p>・主務大臣の評定について異論なし。</p>
<p>③ 区分に応じた債務者管理の徹底 利用者に対するモニタリング及び信用状況の検</p>	<p>③ 区分に応じた債務者管理の徹底 利用者に対するモニタリング及び信用状況の検</p>	<p>③ 区分に応じた債務者管理の徹底 利用者に対するモニタリングを通じ財務内容の</p>			

<p>証・分析を徹底するとともに実態を踏まえた債務者区分別の管理方策を実施し、債権管理回収の徹底に努める。</p> <p>また、経営・再生支援等を通じ、債務者区分の維持・向上を進めて資産の良質化を図る。</p>	<p>証・分析を徹底するとともに実態を踏まえた債務者区分別の管理方策を実施し、債権管理回収の徹底に努める。</p> <p>また、経営・再生支援等を通じ、事業者と協力しながら債務者区分の維持・向上を進め資産の良質化を図る。</p>	<p>把握を行い信用状況の検証・分析を徹底するとともに、実態を踏まえた債務者区分別の管理方策を効果的に実施することで、債権管理・回収の徹底に努める。また、事業者と協力しながら、必要な経営サポート及び金融支援策の実施等による経営・再生支援の取組を強化し、債務者区分の維持・向上を図り、当該利用者にかかる引当金戻入による収入の確保及びリスク管理債権の減少に努める。</p>		<p>策を区分し、効率的かつ効果的な債権管理サイクルとなるよう努めた。具体的には債務者の返済状況、経営実態、資産・負債状況等を踏まえた回収可能性を反映した区分別管理を行うこととして、入金実績（定期入金及び不定期入金、入金なし）と債務者現況等の実態把握に着目し、グループ分類による債権管理を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理課所管の債権については、入金状況、現況確認、担保調査、回収方針協議等の漏れがないよう、債権毎の行動計画を策定した。 ・回収方針は決定しているものの完済までに 10 年以上かかる債権等については、引き続き「回収方針検討協議」を設定し、毎月進捗状況のチェックを行った。 <p>○経営、再生支援先対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度は再生支援先（3 先）・合実計画策定先（2 先）を選定し、財務内容や業務運営状況等についてモニタリングを行い、経営課題に対する対策面やリスク管理など多方面からの意見を内部で集約し、事業者に対してアドバイスを行った。 また、再生支援委員会において、フォローアップの内容及び進捗状況について 	<p><難易度を「高」としている項目></p> <p>○新規の債権に対する管理強化</p> <p>リスク管理体制の充実・強化に努めたことから新規の債権に対するリスク管理債権比率は、1.4%と低い水準であった。</p> <p>また、延滞債権割合についても 1.3%と目標を達成している。</p> <p><課題と対応></p> <p>地域経済の状況及び事業者の零細性等から事業者の経営内容の改善、維持を早期に図ることについては厳しい面もあるが、引き続き、役員及び課長等で構成する定例会にて四半期毎の新規債権の信用状況の推移を精査する等リスク管理体制の充実・強化等によりリスク管理債権割合の抑制等に努める。</p>
---	--	--	--	--	--

<p>④ 民間金融機関との連携・協調</p> <p>一般の金融機関との連携強化に努め、保証業務における責任共有制度を引き続き措置するとともに、金融機関の単独融資との併用促進等によるリスク分散を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討、実施状況 	<p>④ 民間金融機関との連携・協調</p> <p>一般の金融機関との連携強化に努め、保証業務における責任共有制度を引き続き措置するとともに、金融機関単独融資の併用促進等によるリスク分散を図る。</p> <p>また、これら協調体制の下、利用者に対する適切な助言及び指導などの経営改善支援及び合同督促等により債権保全効果の向上に努める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討、実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討(企画運営会議)：年2回以上(保証・融資業務共通) ・ 協調融資によるリスク分散の件数、金額：年8件以上、年72百万円以上 	<p>④ 民間金融機関との連携・協調</p> <p>民間金融機関との連携・協調を一層進めることとし、保証業務における責任共有制度を引き続き措置するとともに、金融機関独自融資の併用促進等によるリスク分散を図る。</p> <p>また、これら協調体制の下、利用者に対する適切な助言、指導等経営改善支援に努めるとともに、保証債務の延滞時における合同督促の実施、法的処理の協調対応等債権保全効果の向上に努める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討、実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討(企画運営会議)：年2回以上(保証・融資業務共通) ・ 協調融資によるリスク分散の件数、金額：年8件以上、年72百万円以上 	<p>て検証、審議を行った。</p> <p>○民間金融機関との連携・協調</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融面から奄美群島の地域振興に資するため、地元金融機関(奄信金、奄信組)と当基金の企画部門の強化及び協同して事業者の経営に役立つ支援を行うことを目的として令和4年8月に設置した「地元金融機関企画担当者会議」において民間金融機関との連携・協調の在り方についての協議を2回実施したほか、奄美大島信用金庫と奄美群島の「経済と金融情勢」及び「奄美基金の保証・融資」について等の勉強会を開催した。 ・保証への依存を抑制するため、保証申込時において融資実施機関に対し、保証付以外の貸付金も促すことで金融機関プロパー資金との併用促進を行った。 <p>※保証実績 39 件のうち 2 件 73 百万円に併せ金融機関プロパー融資 33 百万円を実行。目標 8 件、72 百万円に対し金額は達成したものとの件数は未達であった。本指標は事業者からの借入申込に対し当基金が必要以上にリスクテイクしないために設定しており、実際の審査では事業者の業況や申込内容によって協調融資によるリスク</p>	
--	--	---	---	--

				<p>分散の必要性を総合的に判断している。</p> <p>(参考)</p> <p>融資実績 60 件のうち 3 件 84 百万円に併せ金融機関プロパー融資 87 百万円を実行。</p> <p>・令和 5 年度においても金融機関が代位弁済の一部を負担する「責任共有制度」を実施し、民間金融機関との適切なリスク分担、モラルハザード防止等のほか利用者対応における連携・協調等に努めた。</p> <p>○合同督促等の実施</p> <p>・民間金融機関との合同督促を実施することによる債務者情報の共有、対応策についての協議を促進したが該当する案件はなかった（昨年度 2 回）。</p> <p>・債権保全効果の向上を図るため、金融機関プロパー担保 2 件、11 百万円を当基金の担保として充当した。</p> <p>○新規債権のリスク管理 債権比率</p> <p>・保証の新規債権の年度末におけるリスク管理債権比率は、中期目標期間の最終年度において 15.0% 以下とする目標に対して 1.4% と低い水準であった。</p> <p>(1.4%) = リスク債権残高 18 百万円 ／元、2, 3, 4, 5 年度与信分</p>		
⑤ 新規の債権に対する管理強化 中期目標期間において、新たに保証を行う案件について、審査及び期中管理において、より厳格な管理を行う。 ＜定量目標＞ ア リスク管理債権割合 15.0% (第四期中期目標期間末の保証残高に対する割合)	⑤ 新規の債権に対する管理強化 中期計画期間におけるリスク管理債権割合の目標を達成し、繰越欠損金の早期解消を図るため、当該期間において新たに保証・融資を行う案件に努めることとし、新たに保証を行う案件については、そのリスク管理債権割合が中期目標期間の最後の事業年度において 15.0% 以下となるよう審査及び債権管理の一層の	⑤ 新規の債権に対する管理強化 リスク管理債権割合の目標を達成し、繰越欠損金の早期解消を図るため、当該期間において新たに保証・融資を行う案件については、そのリスク管理債権割合が中期目標期間の最後の事業年度において 15.0% 以下となるよう審査及び債権管理の一層の				

<p>イ 延滞債権割合 4.0% (同上)</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>ア 法人として引き続き縮減に努めるものとするため、第三期中期目標期間の最終年度の目標値を維持する。</p> <p>イ 平成 26 年度以降に保証した債権に係る平成 29 年度末（直近）の延滞債権割合 4.0%を維持する。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>当初経営状態に問題ないと判断し支援した事業者もその後業況が厳しくなることもあり、その際には単独若しくは民間金融機関等と協調するなどして当該事業者に対する貸出条件の緩和について柔軟に対応することも必要なため。</p>	<p>15.0%以下となるよう管理を強化する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 延滞債権割合：4.0%以下 	<p>厳格化に努める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 延滞債権割合：4.0%以下 	<p>残高 1,231 百万円）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、延滞債権割合は中期目標期間の最終年度において 4.0%以下とする目標に対して 1.3%となっており目標を達成している。 	<p>⑥ リスク管理委員会での審議等</p> <p>リスク管理体制については、他のリスク管理項目と併せて、リスク管理委員会において総括的な審議等を行い、状況把握、方策の検討・実施等適切な対応を図る。</p>	<p>○リスク管理委員会での審議等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 27 年 4 月に設置した外部委員を含むリスク管理委員会を今年度も開催（11 月）し、基金の財務状況やリスク管理を専門的に点検した。
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

決算額（113,084 千円）が予算額（198,759 千円）に比して、85,675 千円減少している主な要因は、代位弁済金の支出減によるものである。

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－2－(1)、(2)	2. 融資業務 (1) 事務処理の迅速化及び適正化、(2) 適切な貸付条件の設定				
業務に関する政策・施策	政策目標 10 國土の総合的な利用、整備及び保全、國土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	奄美群島振興開発特別措置法 第44条、第52条第1項第2号及び4号
当該項目の重要度、難易度	・適切な貸付条件の設定【重要度：高】			関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ							
主要なアウトプット（アウトカム）情報							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
標準処理期間の達成割合	100.0%	100.0% ※平成30年度実績	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	93.5%
審査事務等についての点検及び見直しの検討	1回	－	1回	1回	2回	3回	2回

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
奄美群島内の事業者のニーズに的確に対応した質の高いサービスを提供するため、以下の点を踏まえて融資業務を行うものとする。	奄美基金は、融資業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。	奄美基金は、融資業務の実施に当たっては、以下の点を踏まえることとする。			融資業務の評定 【項目別評定の算術平均】 (B 3点×2項目+C 2点×1項目) ÷ 3項目=2.67点→3点(四捨五入) ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。	融資業務（融資業務①、②、③）の評定 (B 3点×2項目+C 2点×1項目) ÷ 3項目=2.67点→3点(四捨五入) ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。

					評定 C			
(1) 事務処理の迅速化及び適正化 ① 利用者への利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、審査の質を落とすことなく業務の効率化等により、その期間内に全ての案件を処理する。 <目標水準の考え方> 第三期中期目標期間において、目標（8割以上の処理）の達成が見込まれるため、本中期目標期間においては、一層の業務の見直しによる業務処理の迅速化を求ることから、全ての案件を標準処理期間内に処理する。 なお、利用者からの提出書類・データの不備の補正に要した期間など、奄美基金の責めに帰すべき事由とならないものについては、標準処理期間から除外。 ② 業務の質的向上や利用者の手続面での負担軽減等を図り、適正な事務処理を行うため、必要に応じて見直しを行う。 【指標】 ○ 審査事務等についての点検及び見直しの実	(1) 事務処理の迅速化及び適正化 ① 審査の厳格化、経営支援等のサービスの充実に留意しつつ、利用者の利便性に資する観点から、標準処理期間を設定し、すべての案件をその期間内に処理する。 ・ 審査能力の向上を図るため、外部の専門機関の研修プログラム等を活用した職員研修を行う。 ・ 関係金融機関と群島内事業者の業況等について随時情報交換を行う。 ・ 申込事業者の財務諸表分析等について中小企業信用情報データベースシステムを活用する。	(1) 事務処理の迅速化及び適正化 ① 標準処理期間を9日に設定し、以下の措置を講じること等により事務処理を迅速化し、すべての案件をその期間内に処理する。 ・ 標準処理期間内の事務処理の達成度割合 ・ 審査事務等についての点検及び見直しの検討（企画運営会議）：年1回以上（保証・融資業務共通） ・ 関係金融機関との情報交換 ・ 中小企業信用情報データベースシステムの活用 ・ 融資条件の定期的な見直し ・ 審査の視点 事務処理の迅速化、審査事務等についての点検及び見直しの検討、適切な融資条件の設定等の状況。	<主な定量的指標> ・ 標準処理期間内の事務処理の達成度割合 ・ 審査事務等についての点検及び見直しの検討（企画運営会議）：年1回以上（保証・融資業務共通） <その他の指標> ・ 関係金融機関との情報交換 ・ 中小企業信用情報データベースシステムの活用 ・ 融資条件の定期的な見直し <評価の視点> 事務処理の迅速化、審査事務等についての点検及び見直しの検討、適切な融資条件の設定等の状況。	<主要な業務実績> ○ 標準処理期間内の処理割合 ・ 標準処理期間内の処理割合は突然的な事象があったことから目標を達成することが出来なかったものの審査事務等についての点検・見直しの検討は、目標を達成することが出来なかった。 ・ 審査能力の向上を図るために、審査業務等にかかる通信講座（5名）、顧問弁護士、司法書士、㈱日本政策金融公庫等が主催する外部研修（延べ48名）を受講した。 ○ 関係金融機関との情報交換 ・ 群島内事業者の業況等情報収集のため関係金融機関との情報（意見）交換を56回実施した。（保証・融資共通） ○ 中小企業信用情報データベースシステムの活用 ・ 申込事業者の財務諸表の分析を客観的かつ迅速に行うため中小企業信用情報データベースを活用した。 ○ 審査事務等についての点検及び見直しの検討 ・ 保証申込提出書類の見直し及び漁船保険質権等の手続き見直しを行い、審査事務の質的向上を図った。	<評定と根拠> 評定：C 根拠：定量的指標の標準処理期間内の処理割合は突然的な事象があったことから目標を達成することが出来なかったものの審査事務等についての点検・見直しの検討は、目標を達成している。 また、審査能力の向上のため、通信講座や研修の受講、金融機関との情報交換、CRDの活用も計画どおり実施している。 加えて、リスク区分に応じた段階的な金利の設定、貸付条件や需要の動向把握に関し、地元市町村との意見交換を実施する等、適切な貸付条件の設定に向けた調査・検討及び審査事務等についての点検・見直しの検討を実施している。 これらの実績から定量的な指標については「所期の目標を下回っている」と認められる評価項目があるものの定性的な指標は「目標の水準を満たしている」と認められることから総合的に判断し、Cとする。 <重要度を「高」としている項目> ○ 適切な貸付条件の設定 リスク区分に応じた段階的な金利の設定、貸付条	<評定に至った理由> 審査事務等についての点検及び見直しの検討（年1回以上）については定量的目標を達成できているものの、標準処理期間の達成割合については、病気休暇等による人員不足の影響もあり、目標値を達成できなかった。利用者への利便性に資する観点からも、早期改善が望まれる。 以上のことから、一部指標について定量的目標を達成できていないため、評定を「C」とする。	<今後の課題と対応> 予期せぬ事由により、人員不足等が発生した場合でも業務に支障が生じない体制の構築が必要である。 奄美基金は職員数19名であり、限られた人員のなかで業務を実施しており、欠員が生じても、すぐに代替人員の確保は困難である。よって、有事の際には組織全体でフォローできる体制と職員全員がどの業務でも担えるための準備が重要である。計画的な人員計画を進めつつ、各課の業務の知見・ノウハウの共有や想定訓練の実施を通じて、有事の際にも組織全体で業務を回せる体制づくりが望まれる。	<その他事項> (有識者意見) ・ 主務大臣の評定について異論なし。 ・ 予期せぬ人員不足は起こりうる事態である。有事の際にも、業務に支障が生じないように、業務のマニュアル化や仕分けをし、共有することで、組織全体でフォローできる体制の構築と職員全員がどの業務でも担えるためのレベルアップが必要ではないか。 ・ またマニュアル化や仕分けができれば、業務の一部を委託することも可能となり、その結果例えば、職員の顧客に向き合う機会を増やす等、他業務にマンパワーを割くことが可能となる。こういった組織運営体制についても中長期的に検討していく必要があるのではないか。
					20			

施状況	<p>て、業務の質的向上等に資する観点から、審査事務や期中管理手法等について毎年度点検を実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査事務等についての点検及び見直しの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査事務等についての点検及び見直しの検討（企画運営会議）：年1回以上（保証・融資業務共通） <p>(2) 適切な貸付条件の設定</p> <p>貸付金利をはじめとする貸付条件については、適正な業務運営の確保を前提として、奄美基金の政策金融としての役割、貸付リスク、資金需要等を勘案した条件設定を行う。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>現在、LCCの就航による入込客の増加など奄美群島を巡る状況が好転しており、今後の資金需要を捉え、優良資産の確保により安定した経営基盤の確立と繰越欠損金の削減にも繋がるとの考えにより、本中期目標期間内においては各種データの検証、関係機関の意向等を確認の上、財務に与える影響も含め検討し、出資者である関係機関の合意を得る程度を目標とすることが必要</p>	<p>て、業務の質的向上等に資する観点から、審査事務や期中管理手法等について毎年度点検を実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 審査事務等についての点検及び見直しの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 審査事務等についての点検及び見直しの検討（企画運営会議）：年1回以上（保証・融資業務共通） <p>(2) 適切な貸付条件の設定</p> <p>奄美群島の産業特性を踏まえた貸付金利、償還方法等を定めているところであるが、これら融資条件等について、既存メニューの利用状況や「奄美群島振興開発計画」に沿った地域の特性及び自然的特性等も踏まえつつ、奄美基金の政策金融としての役割、業務運営に必要なコスト・融資リスク等財務状況への影響及び地域内事業者の資金需要、市中金利等を勘案した条件設定を行う。</p> <p>なお、融資条件については、定期的な点検を行いつつ、奄美群島における経済情勢、他の機関が行う融資制度の状況等を勘案し、適時適切な条件設定の見直しを行う。</p>		<p>件や需要の動向把握に関し、地元市町村との意見交換を実施する等、適切な貸付条件の設定に向けた調査・検討及び審査事務等についての点検・見直しの検討を実施している。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、処理の迅速化等に努めるとともに、リスク区分に応じた段階的な金利の設定、資金需要を勘案した適切な条件見直しに向けての調査、検討等を進める。</p> <p>○融資条件の定期的な見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付金利については、㈱日本政策金融公庫に準じて毎月設定しており、適切な金利設定に努めた。また、事業者の財務内容についてリスク区分に応じた段階的な金利設定を行った。 ・総務企画課の職員が各市町村を訪問し、決算報告及び基金への要望等意見交換を行い、連携強化に努めた。なお、要望事項については、資金需要に応じた制度改正等に活用することとしている。 <p>(参考)</p> <p>農・林業振興資金の貸付限度額の引き上げ、貸付期間の延長等を実施。</p> <p>※適用日：令和2年4月1日</p>	
-----	--	---	--	--	--

	であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。	財務状況への影響及び資金需要、市中金利等を踏まえ企画運営会議で検討を行い、必要に応じて貸付条件の見直しを行う。				
--	--------------------------------------	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

決算額（755,236千円）が予算額（2,118,537千円）に比して、1,363,301千円減少している主な要因は、貸付金の支出減によるものである。

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
1－2－(3)～(8)	2. 融資業務 (3) 利用者に対する情報提供、(4) 利用者ニーズの把握及び業務への反映、(5) 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実、(6) 期中管理体制の強化、(7) 担保設定の柔軟化、(8) 奄美群島振興施策との連携・協調
業務に関する政策・施策	政策目標 10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る
当該項目の重要度、難易度	・利用者ニーズの把握及び業務への反映【重要度：高】 ・関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実【重要度：高】 ・奄美群島振興施策との連携・協調【重要度：高】

2. 主要な経年データ

主要なアウトプット（アウトカム）情報								③ 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
窓口での同日情報提供・HP掲載割合	100.0%	100.0% ※平成30年度実績	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	予算額（千円）	1,811,329	2,027,190	2,108,268	2,108,254	2,118,537
広報誌掲載回数	—	8回	12回	11回	13回	8回	8回	決算額（千円）	954,368	641,019	1,198,642	531,568	755,236
説明会開催回数		7回	13回	4回	8回	7回	8回	経常費用（千円）	107,182	103,453	105,763	105,713	108,716
事業者の収益向上等件数	6件	—	0件	3件	4件	2件	0件	経常収益（千円）	79,654	59,211	72,192	61,853	116,535
事業者セミナー開催回数	2回	—	1回	0回	2回	2回	2回	行政コスト（千円）	107,182	103,453	105,763	105,713	108,716
アンケート実施件数	100先	—	55先	131先	111先	102先	105先	従事人員数	9	9	9	9	9.5
地方公共団体等との連携の在り方についての検討	2回	—	2回	3回	6回	4回	2回						
地方公共団体等との意見交換の回数	1回	—	13回	13回	10回	13回	10回						
金融機関との協調体制による経営改善支援状況	15件	—	12件	48件	36件	23件	20件						
事業者が必要としている支援についての検討	2回	—	2回	1回	4回	6回	8回						
事業者の再生支援件数	5件	—	6件	7件	8件	7件	5件						

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(3) 利用者に対する情報提供	(3) 利用者に対する情報提供	(3) 利用者に対する情報提供	<主な定量的指標> ・情報等発表と同日中の窓口への備え付け、奄美	<主要な業務実績> ○情報等発表と同日中の窓口への備え付け、奄美基	<評定と根拠> 評定：B 根拠：金利情報等について	評定 B <評定に至った理由> 中期目標で重要度を「高」と設定している3項目に

<p>奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用した情報提供を行なう。情報提供に当たっては、充実した情報を利用者に分かりやすく、迅速に提供することに努める。</p> <p>これらの情報については、原則として、発表と同日に窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載するものとする。</p> <p>また、地元市町村広報誌等を活用することにより情報提供の充実を図る。</p>	<p>奄美基金の業務に対する利用者の理解を深めるため、ホームページ、窓口等を活用して、業務概要、業務方法書や財務諸表等奄美基金に関する情報や事業経営の参考となる情報等をわかりやすく提供するため、ホームページの構成、掲載事項について、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>また、窓口において提供する情報についても利用者の利便性を考慮し、充実を図る。</p> <p>情報提供に当たっては、原則として、発表と同日中に、窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載する。</p> <p>また、新規情報や各種制度・条件等について、地元市町村の広報誌へ随时掲載を依頼するとともに事業者に対する資金説明会を実施する。</p>	<p>利用者に対し、奄美基金の融資業務の各種制度・条件等内容に関する情報や財務内容に関する公開情報及び産業経済に関する情報等をわかりやすく提供するため、ホームページの構成、掲載事項について、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>また、窓口において提供する情報についても利用者の利便性を考慮し、充実を図る。</p> <p>情報提供に当たっては、原則として、発表と同日中に、窓口に備え付けるとともに、奄美基金のホームページに掲載する。</p> <p>また、新規情報や各種制度・条件等について、地元市町村の広報誌へ随时掲載を依頼するとともに事業者に対する資金説明会を実施する。</p>	<p>基金のホームページへの掲載割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報誌掲載回数 ・資金説明会等開催回数 ・事業者の収益向上等件数 ・事業者セミナーの開催回数 ・アンケート実施 ・地方公共団体等との連携の在り方についての検討 ・地方公共団体等との意見交換の回数 ・金融機関との協調体制による経営改善支援状況 ・事業者が必要とする支援についての検討 ・事業者の再生支援件数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・奄美群島の経済・金融の調査等の実施状況 ・動産担保等の設定 ・奄美群島振興施策との連携等 <p><評価の視点></p> <p>利用者に対する情報提供、利用者ニーズの把握及び業務への反映等の状況</p>	<p>金のホームページへの掲載割合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者や関係機関の利便性の向上に資するため、引き続きホームページ上にご意見箱（お問い合わせフォーム）を設置するとともに、本部及び出先事務所の窓口や応接室に業務概要、財務諸表等の資料を備え付けることにより、利用者や来客者に対し、分かりやすく情報を提供した。 ・貸付金利の変更については、適用日と同日に奄美基金のホームページへ掲載し、財務諸表等その他の情報については、同日中に窓口の備え付け、ホームページへの掲載を行った。 ・窓口への同日備え付け及びホームページへの掲載の割合は 100% となった。 <p>○広報誌掲載回数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・群島内事業者の奄美基金の利用促進を一層図るために行った、融資制度の充実に努めていることから定量的な指標について「所期の目標を達している」と判断する。 <p>○アンケート実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用者のニーズ等を把握するため、アンケートを実施した。 <p>なお、利用者の声を更に業務に反映させるべく、令和元年度から内容の改正について「目標の水準を満</p>	<p>発表と同日に窓口へ備え付けるとともにホームページへ確実に掲載しており、利用者に対する情報提供に努めている。</p> <p>審査及び期中管理を業務課にて一貫して対応を行い、事業者の支援体制の強化に努めているほか、事業者再生支援委員会において、事業者が必要としている支援についての検討を行い、財務面・運営面等のアドバイスを実施している。</p> <p>また、資金の利用促進を図るための広報誌の活用、資金説明会開催、アンケートによる利用者のニーズの把握、事業者セミナーの開催によるきめ細かな経営サポート及び地方公共団体等との連携の在り方についての検討、金融機関との協調体制による経営改善支援を行うなどの関係金融機関との連携強化、コンサルティング機能の充実に努めていることから定量的な指標について「所期の目標を達している」と判断する。</p> <p>加えて、利用者に対する情報提供等の支援体制、各種委員会への参加、地元市町村との意見交換等による振興施策との連携は着実に実施しており、これらの実績から定性的な指標については、目標の水準を満</p> <p>ついて、以下のとおり目標の水準を満たしていると認められること。また、一部定量的指標について、新型コロナウイルス感染症等の影響等もあり、目標を下回っているものがあるが、奄美基金が目標達成のため、利用者に対する情報提供、利用者ニーズの把握及び業務への反映等に適切に努めていること。以上を踏まえ、「目標の水準を満たしている」と認められることから、評定を「B」とする。</p> <p>○「利用者ニーズの把握及び業務への反映」</p> <p>奄美基金の利用者に対してアンケートを実施（目標100先/実績105先）し、事業経営上の課題や奄美基金への要望等の実態やニーズの把握に努めた。また、事業者セミナー及び外部専門家を活用した事業セミナーを2回企画・開催し、事業者の事業活動をサポートした。</p> <p>事業者の収益向上等件数については、目標年6件に対して実績がなかった。この点については、コロナ禍影響により、特に観光業などで、引き続き、事業者の経営状況が不安定であったことが、大きな要因である。また、奄美基金による支援が収益向上に結びつくまでに相応の時間を要するため、当年度にはその支援の効果が反映されにくいこと、零細中小企業を主な顧客とする奄美基金による支援が、令和5年度時点では、保証・融資業務の附帯業務としての支援にとどまり、収益向上に結びつくまでに相応の時間を要してしまうことも要因の一つである。</p> <p>○「関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実」</p> <p>地方公共団体や金融機関と産業振興や事業者の現況等に関する情報共有を行い、関係機関との連携及びコンサルティング機能の充実を図った。各指標をみると、地方公共団体等との連携の在り方についての検討については、目標2回に対して実績2回、地方公共団体等との意見交換の回数は目標1回に対して実績10回であり、いずれも目標を達成した。また、融資業務にかかる金融機関との協調体制による経営改善支援状況については、目標15件に対して実績20件であった。</p>
<p>(4) 利用者ニーズの把握及び業務への反映</p> <p>資金需要、経営改善、事業承継等に関する利用者ニーズの把握に努め、その結果を業務に反映させる。</p> <p>利用者のニーズを踏ま</p>	<p>(4) 利用者ニーズの把握及び業務への反映</p> <p>資金需要、経営改善、事業承継等に関する利用者ニーズを把握するため、定期的なアンケート調査の実施や奄美基金のホーム</p>	<p>(4) 利用者ニーズの把握及び業務への反映</p> <p>① 資金需要、経営改善、事業承継等に関する利用者ニーズを把握するため、業況、経営課題、資金調達等を調査項目</p>	<p></p>	<p></p>	<p></p>

<p>え、事業セミナーや経営サポートを実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の収益向上や事業セミナーの実施状況 <p>【重要度：高】</p> <p>国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、奄美群島の中小零細事業者の経営改善等のニーズに応え、地域産業の育成・振興を図るために、今後、事業者に対して創業や高付加価値化へのアドバイスなど事業活動に対する更なるサポート機能の充実が必要であるため。なお、平成 30 年 5 月のWG 報告でも同様の提言がなされている。</p>	<p>ページを活用した電子メールでの意見・質問受付け等を行い、その結果を業務に反映させる。</p> <p>利用者のニーズを踏まえ、地域の事業者に対する適切な事業計画の策定や経営改善を促進するために外部専門家も活用した事業セミナー等を企画・開催を行うことできめ細かな経営サポートを実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の収益向上や事業セミナーの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の収益向上 等件数：年 6 件以上 ・ 事業セミナーの開催：年 2 回以上（保証・融資業務共通） ・ アンケートの実施 件数：年 100 件以上（保証・融資業務共通） 	<p>とする定期的なアンケート調査を実施し、その結果を業務に反映させるため、業務課で検討を行い、企画運営会議で協議を行う。</p> <p>② 利用者のニーズを踏まえ、地域の事業者に対する適切な事業計画の策定や経営改善を促進するために外部専門家も活用した事業セミナー等を企画・開催を行うことできめ細かな経営サポートを実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者の収益向上やセミナーの実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者の収益向上 等件数：年 6 件以上 ・ 事業セミナーの開催：年 2 回以上（保証・融資業務共通） ・ アンケートの実施 件数：年 100 件以上（保証・融資業務共通） 		<p>を行うとともに、アンケート結果（貸付期間の見直し、事業経営上の課題、現在の業況、借入を検討する際の重要度等）を分析し利便性の向上に繋げることとした。</p> <p>(回答先数 52 件／調査先数 105 件) ※保証・融資共通</p> <p>また、課題等については、令和 6 年度以降引き続き、企画運営会議等で協議・検討を行うこととしている。</p>	<p>たしている」と判断する。重要度を「高」と設定している「利用者ニーズの把握及び業務への反映」において目標未達の項目があるが、新型コロナウイルスの影響等によるものであり、重要度を「高」と設定している他の項目の対応状況等も考慮し総合的に判断した結果、B とする。</p> <p><重要度を「高」としている項目></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 利用者ニーズの把握及び業務への反映 <p>資金の利用促進を図るための広報誌の活用、資金説明会の開催、アンケートによる利用者のニーズの把握及び事業者セミナーの開催によるきめ細かな経営サポートを行っている。</p> <p>○ 事業者セミナーの開催回数及び事業者の収益向上等件数</p> <p>・ 利用者のニーズを踏まえ、地域の事業者に対する適切な事業計画の策定や経営改善を促進するため、当基金職員が講師となった事業者セミナー及び外部専門家を活用した事業セミナーを 2 回企画・開催し、きめ細かな経営サポートを実施した。</p> <p>○ 奄美群島振興施策との連携・協調</p> <p>各種委員会への参加、元市町村との意見交換等による振興施策との連携は着実に実施している。</p>	<p>○ 「奄美群島振興施策との連携・協調」</p> <p>奄美群島内地方公共団体が実施する地域振興関連委員会の委員としての参画、全市町村と地域振興に関する意見交換等を実施し、奄美群島振興施策と奄美基金の業務を連動させる取組を行った。</p> <p><今後の課題と対応></p> <p>奄美基金では、群島内の事業者への支援をさらに充実させるため、令和 5 年度末奄美振興法の延長・改正において、今まで附帯業務の範囲で実施していたコンサルティング業務を新たに奄美基金の業務として追加することとなり、令和 6 年度から取り組んでいく予定である。また、奄美群島への観光客数が回復傾向となっており、観光関連産業を中心に、事業拡大や創業の動きがでてきているところである。</p> <p>このような状況において、奄美基金では、これまでの経験・ノウハウを生かし、鹿児島県や奄美群島市町村、金融機関との連携を取りながら、コンサルティング業務の充実を図ることや、必要に応じて外部のコンサルティング専門機関と連携することにより、奄美群島の産業振興のための更なる事業者支援を実施することが望まれる。</p> <p><その他事項></p> <p>事業者の収益向上等件数について、第五期中期目標・計画では、中期目標期間 5 カ年で達成すべき目標として位置づけている。また評価に際しては、我が国全体の経済情勢や災害の発生等による地域経済の変化を考慮することとしている。</p> <p>(有識者意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主務大臣の評定について異論なし。 ・ コンサルティング業務の追加については良いと思うが、実施に当たっては、実施したことによる効果まで考えたうえで、コンサルティング内容を検討し、より効果的なものとすることが重要である。結果、事業者の収益向上等に繋がらないのであれば、コンサルティ
---	--	--	--	--	--	---

<p>(5) 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実 地域の事業者を支援等するため、地方公共団体、金融機関等との連携の強化、コンサルティング機能の充実等に努める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体、金融機関等との連携の在り方についての検討及び意見交換の実施状況 ○ 奄美群島の経済・金融の調査等の実施状況 <p>【重要度：高】</p> <p>国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、地方公共団体の施策と連携した事業（立地協定企業など）等を支援し、地域産業の育成・振興を図るために、今後、地方公共団体等の「知恵袋」的な役割を果たすこと、また、奄美群島振興交付金等の取組成果の評価や奄美群島経済等の分析及び群島内外へ発信することが効果的であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提言がなされている。</p>	<p>(5) 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実 地域の事業者を支援等するため、地方公共団体、金融機関、商工会議所、中小企業再生支援協議会等との定期的な意見交換会の実施等、連携の強化を図るとともに、職員の資質向上、奄美群島や他地域の経済・金融の調査・分析を行う等、コンサルティング機能の充実等に努める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体、金融機関等との連携の在り方についての検討及び意見交換の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体等との連携の在り方についての検討（企画運営会議）：年2回以上（保証・融資業務共通） ・ 地方公共団体等との意見交換の回数：年1回以上（保証・融資業務共通） ・ 金融機関との協調体制による経営改善支援状況：年15件以上 ○ 奄美群島の経済・金融 	<p>(5) 関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実 地域の事業者を支援するため、引き続き地方公共団体、金融機関等との意見交換会を定期的に実施し、産業振興に資する各種施策、奄美群島の産業・経済動向や事業者の現況等の情報共有により連携強化を図る。また、地方公共団体が実施する各種事業の検討・選定等における委員会に外部委員として参加し、金融情報及び事業計画策定等について提言を行うとともに、地方公共団体や事業者に対し地域経済、金融の調査・分析等の情報提供を行うなどコンサルティング機能の充実に努める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方公共団体、金融機関等との連携の在り方についての検討及び意見交換の実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体等との連携の在り方についての検討（企画運営会議）：年2回以上（保証・融資業務共通） ○ 奄美群島の経済・金融 	<p>ス等による効果が収益向上に結びつくまでは相応の期間が必要であり、当年度には反映されにくいことが要因であると考えている。</p> <p>○関係機関との連携強化、コンサルティング機能の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企画運営会議において、認定支援機関の認定制度、経営者保証非提供制度、プロパー融資借換特別保証制度についての協議を2回実施した。 <p>※認定支援機関の認定制度 税務、金融及び企業の財務に関する専門的知識を有し、これまでの経営革新計画の策定等の業務について一定の経験年数を持っている機関や人（金融機関、税理士、中小企業診断士等）を国が認定支援機関として認定。同機関の支援を通じ、中小企業者が持つ潜在力・底力を最大限引き出し、経営力の強化を図っていく制度。</p> <p>※経営者保証非提供制度 保証料上乗せにより経営者保証の提供を不要とする信用保証制度。</p> <p>※プロパー融資借換特別保証制度 例外的に既往プロパー融資（経営者保証あり）から信用保証付融資（経営者保証なし）への借換を認める保証制度。</p>	<p><課題と対応></p> <p>引き続き、利用者への情報提供、ニーズの把握及び支援体制の強化に努めるとともに、関係機関との連携強化及び奄美群島振興施策との連携・協調の強化に努める。</p>	<p>ング業務を実施することの意義も問われ、無駄となってしまう。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業者向けセミナーの実施については内容を再検討するとともに、開催回数を増やす等してより効果的なものになるよう改善が必要ではないか。 	

	<p>の調査等の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 奄美群島の経済状況等に関する情報の収集及び一定の区分（島別、地方公共団体別等）での整理を行い、地方公共団体等との意見交換での活用やH Pでの情報発信を行う（保証・融資業務共通） 	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体等との意見交換の回数：年1回以上（保証・融資業務共通） 金融機関との協調体制による経営改善支援状況：年15件以上 <p>○ 奄美群島の経済・金融の調査等の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 奄美群島の経済状況等に関する情報の収集及び一定の区分（島別、地方公共団体別等）での整理を行い、地方公共団体等との意見交換での活用やH Pでの情報発信を行う（保証・融資業務共通） 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の事業者を支援するため、引き続き地方公共団体、金融機関等との意見交換会を定期的に実施し、産業振興に資する各種施策、奄美群島の産業・経済動向や事業者の現況等の情報共有により連携強化を図った。 <p>(意見交換の回数)</p> <ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体：10回 金融機関：56回 また、金融機関との協調体制による経営改善支援として、条件変更を16件、バンクミーティングを4件実施した。 更に、当基金役員が奄美大島法人会の総会等において、奄美群島の振興についての講演を実施するなど、地域の事業者を支援する取り組みを行った。 奄美群島の経済や金融動向について情報の収集及び整理を行っており、地方公共団体等との意見交換や各種委員会、ヒアリング等で使用している。また、当該資料は資金需要に応じた制度改正等に活用することとしている。 <p>○期中管理体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 審査及び期中管理を業務課にて一貫して対応を行い、財務諸表徴求時にモニタリングを行う等、事業者の支援体制の強化に努めた。また、再生支援先(3 	
<p>(6) 期中管理体制の強化 貸付実行からその後の経営安定までの支援及び経営・再生支援を含む期中管理体制を強化する。</p> <p>【指標】 ○ 事業者が必要として</p>	<p>(6) 期中管理体制の強化 貸付実行からその後の経営安定までの支援及び経営・再生支援を含む期中管理体制を強化する。</p> <p>【指標】 ○ 事業者が必要として</p>	<p>(6) 期中管理体制の強化 審査を担当する業務課において地区別担当制により審査部門と期中債権管理部門を一貫して取り扱うことにより事業者の起業段階から経営安定に</p>		

いる支援についての検討及び実施状況	いる支援についての検討及び実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が必要としている支援についての検討（事業者再生支援委員会）：年2回以上（保証・融資業務共通） ・ 事業者の再生支援件数：年5件以上（保証・融資業務共通） 	到るまでの支援を図るとともにモニタリング、経営相談の実施等を通じ利用者の経営・再生支援体制等の強化を図る。 また、相談者の利便性の向上を図るために、営業時間の延長や奄美基金の事務所を設置していない地域での移動金融相談の実施を検討する。 【指標】 <ul style="list-style-type: none"> ○ 事業者が必要としている支援についての検討及び実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業者が必要としている支援についての検討（事業者再生支援委員会）：年2回以上（保証・融資業務共通） ・ 事業者の再生支援件数：年5件以上（保証・融資業務共通） 	先)・合実計画策定先（2先）を選定の上、事業者再生支援委員会を8回開催し、財務面・運営面等のアドバイスを実施した。 ・また、利用者の利便性を図るために「営業時間の延長」等の改善については、顧客アンケート結果を踏まえ、引き続き検討することとし、「移動金融相談」についても引き続き当基金の事務所を設置していない喜界島、与論島において、両町の役場を介して利用者等とオンライン相談ができる体制を構築するとともに、ホームページ上にご意見箱（お問い合わせフォーム）を設置した。		
(7) 奄美群島振興施策との連携・協調	(8) 奄美群島振興施策との連携・協調	(8) 奄美群島振興施策との連携・協調		○動産担保等の設定 <ul style="list-style-type: none"> ・ 利用者の実態等を踏まえ、債権保全の多様化及び弾力的な対応を図るための融資対象設備を動産担保（譲渡担保）とする融資を実施した結果、2件、8百万円の実績となった（保証は実績なし）。 ※昨年度は、保証：1件、10百万円、融資3件、13百万円。 	○奄美群島振興施策との連携等

<p>鹿児島県及び奄美群島の地方公共団体と連携し、奄美群島振興開発計画及び奄美群島振興交付金に基づく民間団体等による事業及びそれらと一体となって振興に取り組む事業に対して、積極的な金融支援を実施する。</p> <p>【重要度：高】</p> <p>国の政策実施において大きな役割を担う奄美基金が、今後、地方公共団体等に対し、奄美群島振興交付金の活用等について、奄美基金の業務と連動させ、施策の効果が高まる提案を実施することが重要であるため。なお、平成30年5月のWG報告でも同様の提案がなされている。</p>	<p>鹿児島県及び奄美群島の地方公共団体との連携をこれまで以上に緊密にし、農業、観光等の重点分野をはじめ奄美群島振興開発計画及び奄美群島振興交付金に関連する事業に対し、その効果をより一層高めるため施策との協調を図り積極的な金融面からの支援を実施する。</p>	<p>鹿児島県及び奄美群島内市町村との連携を一層、緊密にし、群島経済の自立的発展に資するため、農業・観光・情報通信の重点分野等をはじめ奄美群島振興開発計画及び奄美群島振興交付金に関連する事業に対し、その効果をより一層高めるため施策との協調を図り積極的に金融面からの支援を進めること。</p> <p>具体的には、総務企画課参事（企画担当）が、奄美群島内市町村の企画担当課と意見・情報交換の機会を通じて、地域の主要施策や課題を収集しながら、奄美基金の制度等を活用した支援策の提案を行うなど地域活性化に向けた更なる連携強化を図る。また、地域の公的機関として業務を行っている機関の取り組み事例を調査し、その調査結果を基に、奄美基金が支援可能な方策を整理し、地元地方公共団体へ提言等を行う。</p> <p>また、鹿児島県や奄美群島広域事務組合との定期的な意見交換を通じて、奄美群島振興開発計画、同事業、奄美群島振興交付金に関連する事業及び奄美基金の役割等について検討し、積極的な金融支援に資することとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・群島内地方公共団体が実施する各種事業の検討・選定等における委員会に外部委員として参加し金融情報及び事業計画策定等について提言等を行った。(奄美群島UICOターン支援協議会、奄美群島島ちゅチャレンジ支援事業、奄美市繁盛店づくり支援事業認定審査会、名瀬港(本港地区)土地処分検討委員会、奄美群島新ビジョン懇話会ほか) <p>また、鹿児島県の主催する奄美群島成長戦略推進交付金に係る令和6年度要望事業ヒアリングへ基金職員が傍聴参加し産業振興施策の把握、情報収集等を行った。</p> <p>加えて、総務企画課の職員が各市町村を訪問し、決算報告及び基金への要望等意見交換を行い、連携強化に努めたほか、当基金、鹿児島県、奄美群島広域事務組合による基金の機能強化に関する勉強会及び地元金融機関との合同研修会等を行った。</p>	
--	---	--	---	--

4. その他参考情報

決算額（755,236 千円）が予算額（2,118,537 千円）に比して、1,363,301 千円減少している主な要因は、貸付金の支出減によるものである。

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報					
1－2－(9)	2. 融資業務 (9) リスク管理体制の充実・強化				
業務に関する政策・施策	政策目標 10 國土の総合的な利用、整備及び保全、國土に関する情報の整備 施策目標 39 離島等の振興を図る			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	奄美群島振興開発特別措置法 第44条、第52条第1項第2号及び4号
当該項目の重要度、難易度	・新規の債権に対する管理強化【難易度：高】			関連する政策評価・行政事業レビュー	－

2. 主要な経年データ													
主要なアウトプット（アウトカム）情報								② 主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
民間金融機関との連携・協調の在り方についての検討	2回	－	2回	2回	2回	3回	3回	予算額（千円）	1,811,329	2,027,190	2,108,268	2,108,254	2,118,537
協調融資によるリスク分散の件数・金額	1件 114百万円	－	1件 68百万円	4件 171百万円	2件 160百万円	2件 31百万円	3件 84百万円	決算額（千円）	954,368	641,019	1,198,642	531,568	755,236
新規債権のリスク管理債権比率	15.0%以下 第四期中期目標期間最終年度（令和5年度）目標値	－	17.3%	11.1%	7.6%	5.8%	7.6%	経常費用（千円）	107,182	103,453	105,763	105,713	108,716
達成度	－	－	97.3%	－%	－%	－%	108.7%	経常収益（千円）	79,654	59,211	72,192	61,853	116,535
延滞債権割合	2.4%以下 第四期中期目標期間最終年度（令和5年度）目標値	－	0.2%	0.3%	0.6%	1.2%	3.1%	行政コスト（千円）	107,182	103,453	105,763	105,713	108,716
達成度	－	－	－%	－%	－%	－%	99.3%	従事人員数	9	9	9	9	9.5

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(8) リスク管理体制の充実・強化 ① 審査委員会及び債権管理委員会の活用 審査及び債権管理の厳	(9) リスク管理体制の充実・強化 ① 審査委員会及び債権管理委員会の活用 審査及び債権管理の厳	(9) リスク管理体制の充実・強化 ① 審査委員会及び債権管理委員会の活用 審査及び債権管理の徹	<主な定量的指標> ・民間金融機関との連携・協調の在り方についての検討 ① 審査委員会及び債権管理委員会の活用 審査及び債権管理の徹	<主要な業務実績> ○審査委員会及び債権管理委員会の活用 ・保証、融資の審査及び債権管理委員会を活用し、リスクの抑制及び管理、回収については、審査委員会、債権分散の件数、金額	<評定と根拠> 評定：B 根拠：審査委員会及び債権管理委員会を活用し、リスクの抑制及び管理、回収については、審査委員会、債権分散の件数、金額	評定 B <評定に至った理由> 奄美基金における審査委員会、債権管理委員会及び再生支援委員会では、理事長以下役員が全ての構成員となり、リスク管理を強化するための体制をとっている。審査委員会及び債権管理委員会においては、保証、

格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会及び債権管理委員会の活用を引き続き図る。	格化を図る観点からは、理事長以下を構成員とする審査委員会及び債権管理委員会の活用を引き続き図る。	底、厳格化を図るために、保証、融資の審査及び債権管理・回収に関する事項については、引き続き理事長以下を構成員とする審査委員会及び債権管理委員会において審議を行う。	<ul style="list-style-type: none"> ・新規債権のリスク管理債権比率 ・延滞債権割合 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・審査委員会、債権管理委員会の活用 ・法的手続を含む債権管理の状況 ・債務者区分の応じた債権管理 ・経営、再生支援先対応 ・リスク管理委員会での審議 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> リスク管理体制の充実・強化の実施状況等 	<p>管理委員会において全案件を審議した。</p> <p>※審査委員会での審議件数 108 件（保証：43 件、融資：65 件）</p> <p>※債権管理委員会での審議件数 112 件（業務課：62 件、管理課：50 件）</p> <p>○法的手続を含む債権管理の状況</p> <p>・債権管理委員会で審議し回収方策を決定、その後に進捗状況の確認、報告を行い、必要に応じ再度債権管理委員会で審議すること等、債権管理の徹底に努めた。</p> <p>(期中延滞残高) 15 百万円 (4 年度 19 百万円)</p> <p>(期限経過残高) 634 百万円 (4 年度 802 百万円)</p> <p>【参考：保証】 (期中延滞残高) 15 百万円 (4 年度 7 百万円)</p> <p>(期限経過残高) 延滞なし (4 年度 2 百万円)</p> <p>・法的手続措置等に関しては競売 3 件、訴訟 1 件、債権差押 1 件に取り組んだ。 (保証は競売 1 件)</p> <p>○債務者区分に応じた債権管理</p> <p>・債務者の返済状況、保全状況等を勘案して管理方</p>	<p>また、区分に応じた債務者管理を徹底し、効率的かつ効果的な債権管理サイクルとなるよう努めるとともに、特別に管理を行うことが必要な債権について、法的手続の実施など適切に対応している。</p> <p>以上の対応に努めたこと等から、新規の債権に対するリスク管理債権比率は、7.6%と低い水準であったが、延滞債権割合については3.1%となっており目標を達成することが出来なかった。</p> <p>協調融資によるリスク分散の件数は目標を達成したものの金額が目標未達であった。本指標は事業者からの借入申込に対し当基金が必要以上にリスクテイクしないために設定しており、実際の審査では事業者の業況や申込内容によって協調融資によるリスク分散の必要性を総合的に判断している。</p> <p>難易度を「高」と設定している「新規の債権に対する管理強化」の実績等も考慮し定量的な指標について、総合的に判断したところ「所期の目標を達成していると認められる」とから B とする。</p> <p><今後の課題と対応></p> <p>近年奄美群島への観光客数が回復傾向となっており、観光関連産業を中心に、事業拡大や創業の動きができているところ、第五期中期目標期間においては、コンサルティング業務の実施等により、当該事業の支援をするとともに、モニタリングを強化し、計画的な債権回収に務める必要がある。</p> <p>また、令和 6 年度より新たに、特定業種に限り協調</p>
<p>② 債権管理の徹底</p> <p>延滞債権等、特に管理を行なうことが必要な債権管理の徹底を図る。</p>	<p>② 債権の集中管理の徹底</p> <p>長期延滞債権等特別に管理を行なうことが必要な債権の集中管理の徹底を図る。</p>	<p>② 債権の集中管理の徹底</p> <p>長期延滞債権等特別に管理を行なうことが必要な債権について、債権管理委員会での審議を行うとともに、必要な法的手続措置等も含め集中管理を徹底する。</p>			
<p>③ 区分に応じた債務者管理の徹底</p> <p>利用者に対するモニタリング及び信用状況の検査</p>	<p>③ 区分に応じた債務者管理の徹底</p> <p>利用者に対するモニタリング及び信用状況の検査</p>	<p>③ 区分に応じた債務者管理の徹底</p> <p>利用者に対するモニタリングを通じ財務内容の</p>		<p>○債務者区分に応じた債権管理</p> <p>・債務者の返済状況、保全状況等を勘案して管理方</p>	<p><難易度を「高」としている項目></p> <p>○新規の債権に対する管</p>

<p>証・分析を徹底するとともに実態を踏まえた債務者区別の管理方策を実施し、債権管理回収の徹底に努める。</p> <p>また、経営・再生支援等を通じ、債務者区分の維持・向上を進めて資産の良質化を図る。</p>	<p>証・分析を徹底するとともに実態を踏まえた債務者区別の管理方策を実施し、債権管理回収の徹底に努める。</p> <p>また、経営・再生支援等を通じ、事業者と協力しながら債務者区分の維持・向上を進め資産の良質化を図る。</p>	<p>把握を行い信用状況の検証・分析を徹底するとともに、実態を踏まえた債務者区別の管理方策を効果的に実施することで、債権管理・回収の徹底に努める。また、事業者と協力しながら債務者区分の維持・向上を進め資産の良質化を図る。</p>	<p>策を区分し、効率的かつ効果的な債権管理サイクルとなるよう努めた。具体的には債務者の返済状況、経営実態、資産・負債状況等を踏まえた回収可能性を反映した区別管理を行うこととして、入金実績（定期入金及び不定期入金、入金なし）と債務者現況等の実態把握に着目し、グループ分類による債権管理を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・管理課所管の債権については、入金状況、現況確認、担保調査、回収方針協議等の漏れがないよう、債権毎の行動計画を策定した。 ・回収方針は決定しているものの完済までに 10 年以上かかる債権等については、引き続き「回収方針検討協議」を設定し、毎月進捗状況のチェックを行った。 <p>○経営、再生支援先対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度は再生支援先（3 先）・合実計画策定先（2 先）を選定し、財務内容や業務運営状況等についてモニタリングを行い、経営課題に対する対策面やリスク管理など多方面からの意見を内部で集約し、事業者に対してアドバイスを行った。 また、再生支援委員会において、フォローアップの内容及び進捗状況について 	<p>理強化</p>	<p>リスク管理債権の充実・強化に努めたことから新規の債権に対するリスク管理債権比率は、7.6%と低い水準であったが、延滞債権割合については3.1%となっており目標を達成することが出来なかった。</p> <p>融資の場合は大口の融資が可能となったところ、更なる他金融機関との綿密な連携により、返済管理や事業実施状況のモニタリングに努め、着実な債権回収を実施していく必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣の評定について異論なし。
--	---	--	---	------------	--

<p>④ 民間金融機関との連携・協調</p> <p>一般の金融機関との連携強化に努め、保証業務における責任共有制度を引き続き措置するとともに、金融機関の単独融資との併用促進等によるリスク分散を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討、実施状況 	<p>④ 民間金融機関との連携・協調</p> <p>一般の金融機関との連携強化に努め、保証業務における責任共有制度を引き続き措置するとともに、金融機関単独融資の併用促進等によるリスク分散を図る。</p> <p>また、これら協調体制の下、利用者に対する適切な助言、指導等経営改善支援及び合同督促により債権保全効果の向上に努める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討、実施状況 ・ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討(企画運営会議)：年2回以上(保証・融資業務共通) ・ 協調融資によるリスク分散の件数、金額:年1件以上、年114百万円以上 	<p>④ 民間金融機関との連携・協調</p> <p>民間金融機関との連携・協調を一層進めることとし、金融機関独自融資の併用促進等によるリスク分散を図る。</p> <p>また、これら協調体制の下、利用者に対する適切な助言、指導等経営改善支援及び合同督促により債権保全効果の向上に努める。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討、実施状況 ・ 民間金融機関との連携・協調の在り方の検討(企画運営会議)：年2回以上(保証・融資業務共通) ・ 協調融資によるリスク分散の件数、金額:年1件以上、年114百万円以上 	<p>て検証、審議を行った。</p> <p>○民間金融機関との連携・協調</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融面から奄美群島の地域振興に資するため、地元金融機関(奄信金、奄信組)と当基金の企画部門の強化及び協同して事業者の経営に役立つ支援を行うことを目的として令和4年8月に設置した「地元金融機関企画担当者会議」において民間金融機関との連携・協調の在り方についての協議を2回実施したほか、奄美大島信用金庫と奄美群島の「経済と金融情勢」及び「奄美基金の保証・融資」について等の勉強会を開催した。 ・融資への依存を抑制するため、融資申込時において取引金融機関に対し、基金融資以外の貸付金も促すことで金融機関プロパー資金との併用促進を行った。 <p>※融資実績 60 件のうち 3 件 84 百万円に併せ金融機関プロパー融資 87 百万円を実行。目標 1 件、114 百万円に対し件数は達成したものとの金額は未達であった。本指標は事業者からの借入申込に対し当基金が必要以上にリスクティクしないために設定しており、実際の審査では事業者の業況や申込内容によ</p>	
--	---	--	---	--

				<p>つて協調融資によるリスク分散の必要性を総合的に判断している。</p> <p>(参考)</p> <p>保証実績 39 件のうち 2 件 73 百万円に併せ金融機関プロパー融資 33 百万円を実行。</p> <p>○合同督促の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間金融機関との合同督促を実施することによる債務者情報の共有・対応策についての協議を促進したが該当する案件はなかった(昨年度も実績なし)。 <p>○新規債権のリスク管理債権比率</p> <ul style="list-style-type: none"> ・融資の新規債権の年度末におけるリスク管理債権比率は、中期目標期間の最終年度において 15.0% 以下とする目標に対して 7.6% と低い水準であった。 <p>(7.6% = リスク債権残高 128 万円 / 元 2, 3, 4, 5 年度与信分残 高 1,688 百万円)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・延滞債権割合は中期目標期間の最終年度において 2.4% 以下とする目標に対して 3.1% となつており目標を達成することが出来なかつた。 	
<p>⑤ 新規の債権に対する 管理強化</p> <p>中期目標期間において、新たに融資を行う案件について、審査及び期中管理において、より厳格な管理を行う。</p> <p><定量目標></p> <p>ア リスク管理債権割合 15.0% (第四期中期目標 期間末の融資残高に対する割合)</p> <p>イ 延滞債権割合 2.4% (同上)</p> <p><目標水準の考え方></p> <p>ア 法人として引き続き縮減に努めるものとするため、第三期中期目標期間の最終年度の目標値を維持する。</p> <p>イ 平成 26 年度以降に融資した債権に係る平成 29 年度末(直近)の延滞</p>	<p>⑤ 新規の債権に対する 管理強化</p> <p>中期計画期間における リスク管理債権割合の目標を達成し、繰越欠損金の早期解消を図るため、当該期間において新たに保証・融資を行う案件については、そのリスク管理債権割合が中期目標期間の最後の事業年度において 15.0% 以下となるよう審査及び債権管理の一層の厳格化に努める。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 延滞債権割合 : 2.4% 以下</p>	<p>⑤ 新規の債権に対する 管理強化</p> <p>リスク管理債権割合の目標を達成し、繰越欠損金の早期解消を図るため、当該期間において新たに保証・融資を行う案件については、そのリスク管理債権割合が中期目標期間の最後の事業年度において 15.0% 以下となるよう審査及び債権管理の一層の厳格化に努める。</p> <p>【指標】</p> <p>○ 延滞債権割合 : 2.4% 以下</p>			

<p>債権割合 2.4%を維持する。 【難易度：高】 当初経営状態に問題ないと判断し支援した事業者もその後業況が厳しくなることもあり、その際には単独若しくは民間金融機関等と協調するなどして当該事業者に対する貸出条件の緩和について柔軟に対応することも必要なため。</p>	<p>⑥ リスク管理委員会での審議等 リスク管理体制については、他のリスク管理項目と併せて、リスク管理委員会において総括的な審議等を行い、状況把握、方策の検討・実施等適切な対応を図る。</p>				
---	---	--	--	--	--

4. その他参考情報

決算額（755,236 千円）が予算額（2,118,537 千円）に比して、1,363,301 千円減少している主な要因は、貸付金の支出減によるものである。

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2－1－(1)～(3)	1. 業務運営体制の効率化 (1) 組織体制・人員配置の見直し、(2) 審査事務等の効率化、(3) 情報システムの整備及び管理							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(1) 組織体制・人員配置の見直し 審査、債権管理、回収等の一連の業務が効率的かつ効果的に遂行されるよう、組織体制・人員配置の見直しを行う。	(1) 組織体制・人員配置の見直し 効率的かつ効果的な業務運営体制に向けて、組織体制・人員配置の見直しを行なう。 ・ 業務課において、審査委員会の活用による審査体制の強化に努めるとともに、担当職員が審査から期中管理まで全般的に担当する地区別担当制に引き続き取り組み、資金需要の動向把握、地区別相談会の実施等による相談機会の増加等を通じ、地域密着の度合いを更に高め地域金融機関として効果的な業務運営を行う。 ・ 業務課・管理課の債権管理業務において、回収	(1) 組織体制・人員配置の見直し 効率的な業務運営体制に向けて、以下の内容を含む組織体制・人員配置の見直しを行う。 ・ 業務課において、審査委員会の活用による審査体制の強化に努めるとともに、担当職員が審査から期中管理まで全般的に担当する地区別担当制に引き続き取り組み、資金需要の動向把握、地区別相談会の実施等による相談機会の増加等を通じ、地域密着の度合いを更に高め地域金融機関として効果的な業務運営を行う。 ・ 業務課・管理課の債権管理業務において、回収	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・組織体制・人員配置の見直し ・審査事務等の効率化 ・情報システムの整備及び管理 <評価の視点> 業務運営体制の効率化に向けた各般の取組及び検討状況	<主要な業務実績> ○組織体制・人員配置の見直し ・効率的な業務運営に資するため、業務課において引き続き地区別担当制を維持し担当職員が審査から通常債権の回収状況等の管理・保全を行う期中管理まで全般的に担当した。 ・業務課、管理課において、回収計画の立案、督促	<評定と根拠> 評定：B 根拠：業務運営体制の効率化に向け、引き続き地区別担当制、審査委員会・債権管理委員会等の活用を図っているほか、再生支援対象事業者に対して経営維持、安定を目的に、経営課題に対する対策面やリスク管理など多方面からの意見を内部で集約し、事業者に対してアドバイスを行った。加えて、再生支援委員会において、支援対象事業者ごとにフォローアップの内容等について検証、審議している。 また、審査事務等の効率化に資するために毎月1回、情報化推進委員会を開催しているほか、昨	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> 令和6年度より新たに追加されたコンサルティング業務の実施のため、組織体制・人員配置の見直しを適切に行う必要がある。 また、予期せぬ事由により、人員不足等が発生した場合でも業務に支障が生じない体制の構築を検討していく必要がある。 <その他事項> (有識者意見) ・主務大臣の評定について異論なし。

		<p>計画の立案、督促等の実行、結果のフォロー等債権管理サイクルを確実に実行するとともに、情報の共有、回収方策の多方面からの検討及び回収実績の向上を図る観点から債権管理委員会で定期的な協議を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保証及び融資の利用者にかかる経営及び再生支援を行うための「事業者再生支援委員会」を活用し、事業者の経営維持・安定、事業再生を積極的に支援する。 	<p>等の実行、結果のフォロー等債権管理サイクルを確実に実行するとともに、情報の共有、回収方策の多方面からの検討及び回収実績の向上を図る観点から理事長、理事、業務・管理課長等で構成する債権管理委員会で協議を行った。(令和5年度は112件で昨年度より7件増加)</p> <p>債権管理委員会での主要な協議内容は、初期延滞は保証及び融資とともに延滞3ヶ月経過を目安とし、今後の延滞解消の方法や回収の方向性を検討している。条件変更については、今後の回収可能性の可否等を踏まえながら、債務者の状態に応じた対応を行っている。</p> <p>・ 再生支援対象事業者3先、合実計画策定対象事業者2先（令和4年度 再生支援対象事業者4先、合実計画策定対象事業者3先）に対して経営維持、安定を目的に、経営課題に対する対策面やリスク管理など多方面からの意見を内部で集約し、事業者に対してアドバイスを行った。</p> <p>加えて、定期的に、再生支援委員会を開催し、フォローアップの内容及び進捗状況について検証、</p>	<p>年度に引き続き外部有識者を最高情報セキュリティアドバイサーとして招聘し情報セキュリティ監査指摘事項への対応等についての協議を実施している。加えて、PMOを設置し情報システムの適切な整備及び管理を行っている。</p> <p>これらの実績から定性的な指標について「目標の水準を満たしている」と判断したことからBとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>引き続き、事務の効率化に努める。</p>	
--	--	--	---	---	--

		<ul style="list-style-type: none"> 役員会で組織体制・人員配置の見直しについて定期的な協議を行う。 	<p>審議を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的な業務の実施を図るため、組織体制・人員配置について役員会及び理事長、理事、課長、次長、内部監査担当、総務企画課職員で構成する企画運営会議で協議を行った。 	
(2)データベースの活用等 業務の電子化、データベースの活用等により業務の効率化を図る。	(2)審査事務等の効率化 顧客情報データベースの改良、集約化の推進等により審査事務及びリスク債権管理への活用を図り、業務の効率化・高度化を図る。	(2)審査事務等の効率化 保証・融資業務の実施に要する顧客情報データベースの改良等電算システムの効率化・集約化の推進に努め、情報の高度利用を図るとともにリスク債権管理の減少への活用ならびに事務処理の迅速化を図る。	<p>○審査事務等の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> 情報システムの活用による情報化を推進し、業務の迅速性及び効率化等を図るため、各課の課長、次長及び電算担当を構成員とする情報化推進委員会を毎月1回開催しており、5年度はメール配信による顧客への情報提供、要管理対策区域の管理規程、システムの改善、IPA（独立行政法人情報処理推進機構）及びNISC（内閣サイバーセキュリティセンター）監査対応等についての協議を行い、実施した。 情報セキュリティ監査指摘事項への対応並びにデジタル化の推進に向け、令和2年度から外部有識者を最高情報セキュリティアドバイザーとして招聘し、今年度も対応を協議（2回）した。 	
(3)情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した	(3)情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した	(3)情報システムの整備及び管理 デジタル庁が策定した	<p>○情報システムの整備及び管理</p> <ul style="list-style-type: none"> PMOを設置し情報シ 	

「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」 (令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置に向けた体制等の検討を実施するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」 (令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置に向けた体制等の検討を実施するとともに、情報システムの適切な整備及び管理を行う。	「情報システムの整備及び管理の基本的な方針」 (令和3年12月24日デジタル大臣決定)に則り、PMOの設置等を通じて情報システムの適切な整備及び管理を行う。		システムの適切な整備及び管理に資する事案の検討等を行い、情報システムの最適化に向けた取組に努めている。		
--	--	---	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2-2-(1)～(3)	2. 一般管理費の削減 (1) 一般管理費の削減、(2) 人件費の削減、(3) 給与水準の適正化							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費 (年度計画値) (千円)	対平成30年度計画比7%以上削減	20,904	20,611	20,319	20,026	19,734	19,440	—
一般管理費 (実績値) (千円)	—	—	15,693	12,858	10,855	11,318	12,527	—
削減率 (計画)	対30年度計画比7%の削減	—	1.4%	2.8%	4.2%	5.6%	7.0%	—
達成度	実績削減率	—	24.9%	38.5%	48.1%	45.9%	40.1%	—

注) 一般管理費は、人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除いた金額である。

注) 人件費は、退職手当等を除いた金額である。

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(1) 一般管理費の削減 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）比で7%以上に相当する額を削減する。	(1) 一般管理費の削減 業務運営全体の効率化を図ることなどにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）比で7%以上に相当する額を削減する。 ・ 各課の連携による業務の合理化及び効率的な業務の実施を図るとともに全般的な見直しを行うことにより一般管理費の抑制を図る。	(1) 一般管理費の削減 一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）について、以下の方策を講じ、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）比で7%以上に相当する額を削減する。 ・ 人件費の抑制 第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）の水準を維持する。	<主な定量的指標> ・ 一般管理費削減率 元年度：1.4% 2年度：2.8% 3年度：4.2% 4年度：5.6% 5年度：7.0% <その他の指標> ・ 人件費の抑制 第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）の水準を維持する。 <評価の視点> 一般管理費の削減、人件費の抑制	<主要な業務実績> ○一般管理費削減率 ・ 第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）比で7%以上の削減目標に対し40.1%の削減が図られた。 これは、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。）のうち、旅費交通費、電算関係費、通信運搬費等の節減に努めたことから計画に対して、6,913千円の減となった。 ・ また、人件費の抑制については、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）の水準を維持することを基本としながら抑制を図るとしているところ、同比2.3%の削減をした。給与水準の適正化についても、対国家公務員ラスパイレス指数は91.4となっており、問題のない水準となっている。 以上を踏まえ、定量目標である一般管理費の削減値においても、中期計画における所期の目標値の573%となる成果が得られていると認められることから、評定を「A」とする。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：一般管理費の削減、人件費の抑制の定量的な指標について「所期の目標を上回る成果が得られている」と判断したことからAとする。 なお、対国家公務員ラスパイレス指数は、令和5年度は91.4と前年度に比して2.0ポイント増加したが、依然として低い水準を維持している。	評定 A <評定に至った理由> 一般管理費を第三期中期目標期間最終年度（平成30年度）比7%以上に相当する額を削減するという目標に対して同40.1%に相当する額を削減し、目標を大幅に上回る結果となった。 また、人件費の抑制については、第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度）の水準を維持することを基本としながら抑制を図るとしているところ、同比2.3%の削減をした。給与水準の適正化についても、対国家公務員ラスパイレス指数は91.4となっており、問題のない水準となっている。 以上を踏まえ、定量目標である一般管理費の削減値においても、中期計画における所期の目標値の573%となる成果が得られていると認められることから、評定を「A」とする。

		<ul style="list-style-type: none"> 各種経費について、役職員に対し、支出状況等定期的な周知を行い、コスト意識を徹底させる。 <p>(2) 人件費の抑制 人件費については、奄美基金の財政状況を鑑み、可能な範囲で抑制することとする。</p>	<p>件費の抑制及び給与水準の適正性の検証、公表等の状況</p> <p>(2) 人件費の抑制 人件費(退職手当等を除く。)については、以下の措置等を講じ、第三期中期目標期間の最終年度(平成30年度)の水準を維持することを基本としながら、財政状況等を踏まえ可能な範囲で抑制した運用を図ることとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理職手当について、20%削減を維持する。 適切な人事考課制度の運用を図る。 人件費を含めた年度全体の支出計画と実績の比較や前年度実績との比較について、毎月の定例会で報告し、協議を行う。 <p>(3) 給与水準の適正化 給与水準の適正性について検証し、その検証結果や適正化への取組状況について公表し、国民に対して納得が得られる説明を行う。</p>	<p>長、理事、課長、次長等で構成する定例会において、対前年度比較や増減の大きい科目など予算執行状況の把握に努めた。</p> <p>○人件費の抑制 ・第三期中期目標期間の最終年度（平成30年度：172,260千円）比で2.3%の削減が図られ、168,297千円の実績となった。</p> <p>○給与水準の適正性 ・令和5年度給与水準の適正性について検証を行い、ホームページで公表している。※対国家公務員ラスパイレス指数(事務・技術) 91.4</p>	<p><課題と対応> 引き続き、適切な一般管理費の運用に努める。</p>	<p><今後の課題> 人件費については第五期中期計画において、適正化を図るとしているところ、単に抑制を図ることを目的とするのではなく、国家公務員一般職の職員の給与に関する法律の改正を参照しつつ、外部人材の活用も含めて適切な運用を実施していく必要がある。</p> <p><その他事項> (有識者意見) ・主務大臣の評定について異論なし。</p>
--	--	--	--	---	--	---

4. その他参考情報

特になし

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2-3-(1)～(2)	3. 人材育成 (1) 職員研修・資格取得の推進、(2) 人事交流・業務連携の強化							
当該項目の重要度、難易度	-		関連する政策評価・行政事業レビュー	-				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
年間受講者数	25名以上	-	10名	38名	51名	60名	53名	-
内部勉強会の回数	4回以上	-	7回	5回	8回	4回	6回	-

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(1) 職員研修・資格取得の推進 奄美基金における職員研修を充実させ、かつ、金融機関としての質的向上を図るために、外部の研修プログラム等を活用した職員の研修や資格取得を推進する。 【指標】 ○ 組織の課題及び受講内容の検討、研修計画の策定、実施状況 ・ 受講者数（延べ）：25人以上 ・ 外部研修を受講した職員が講師として開催した内部勉強会の回数：年4回以上	(1) 職員研修・資格取得の推進 金融機関としての質的向上を図るために、研修にかかる実施方針に即した研修計画を策定し、日本政策金融公庫及び外部の専門機関等の研修プログラム等を活用した職員研修を行って、業務に資する職員の資格取得を推進する。 【指標】 ○ 組織の課題及び受講内容の検討、研修計画の策定、実施状況 ・ 受講者数（延べ）：25人以上 ・ 外部研修を受講した職員が講師として開催した内部勉強会の回数：年4回以上	(1) 職員研修・資格取得の推進 金融機関としての質的向上を図るために、研修にかかる実施方針に即した研修計画を策定し、日本政策金融公庫及び外部の専門機関等の研修プログラム等を活用した職員研修を行って、業務に資する職員の資格取得を推進する。 【指標】 ○ 組織の課題及び受講内容の検討、研修計画の策定、実施状況 ・ 受講者数（延べ）：25人以上 ・ 外部研修を受講した職員が講師として開催した内部勉強会の回数：年4回以上	<主な定量的指標> ・ 職員研修の実施 ・ 内部勉強会の回数 <その他の指標> ・ 資格取得の推進 ・ 人事交流、業務連携の強化 <評価の視点> 人材育成のための各種取組の状況	<主要な業務実績> ・ 職員研修の実施 ・ 人材育成及び職員の能力・知識向上に資するため、年間延べ48名（昨年52名）の職員が顧問弁護士、司法書士、株式会社日本政策金融公庫等が主催する外部研修を受講し、通信講座を5名（昨年8名）が受講した。 ・ 株式会社日本政策金融公庫の研修及び株式会社日本政策金融公庫等の外部研修及び通信講座等を受講した職員は研修終了後、勉強会を6回実施し、研修内容を役職員で共有した。 ・ また、総務省、かごしま産業支援センター等が主催するオンラインセミナーを受講した（計38回、受講者数：延べ48名）。	<評定と根拠> 評定：A 根拠：職員研修の受講者数は目標25名以上のところ、実績は53名と大きく上回っている。 なお、株式会社日本政策金融公庫等の外部研修及び通信講座の受講後は、勉強会で職員にフィードバックすることにより、知識の共有を図っている。 加えて、金融機関としての更なる資質及び専門性を高める目的で職員が企画し講師となった内部勉強会の開催、また、資格取得の推進に努めるなど人材育成に向けた取り組みが行われ、定量的な指標について「所期の目標を上回る成果が得られて	評定 A <評定に至った理由> 内部勉強会を積極的に行う（目標4回以上のところ実績6回）とともに、研修についても積極的に実施し、職員研修の受講者数が、所期の目標を大幅に上回る結果（目標25名以上のところ実績53名）となった。 研修の実施に際しては受講後に内部勉強会を開催する等、組織で知識の共有を図るための取組を実施している。また、業務に資する資格取得も確実に行われている。なお、株式会社日本政策金融公庫との人事交流については、同公庫への短期の研修への参加等を通じ行っているとともに、業務提携についても合同の勉強会等の実施により適切に行っているところ。 以上を踏まえ、定量目標である年間受講者数においては、中期計画における所期の目標値の212%となる成果が得られていること、また内部勉強会の回数においては、中期計画における所期の目標値の150%となる成果が得られていると認められることから、評定を「A」とする。

		<p>ため、これまで外部研修（通信講座を含む）を受講した職員が講師となり、内部での研修を実施する。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 組織の課題及び受講内容の検討、研修計画の策定、実施状況 <ul style="list-style-type: none"> ・ 受講者数（延べ）：25人以上 ・ 外部研修を受講した職員が講師として開催した内部勉強会の回数：年4回以上 	<p>・加えて、金融機関としての更なる資質及び専門性を高める目的で職員が講師となった内部勉強会を7回開催した。</p> <p>○資格取得の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・業務に資する職員の資格取得を推進した結果、令和5年度は日商簿記3級に1名が合格した。 ・資格取得者（FP（2級以上）、宅地建物取引士、簿記（2級以上）等）の累計は22名（昨年度末22名）となっている。 </p> <p>○人事交流、業務連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）において記載されている講すべき措置については、以下の対応を行っており措置済みである。 <ul style="list-style-type: none"> ・平成27年7月から1年間、㈱日本政策金融公庫内部のOJTに職員1名を出向させており、この職員の出向終了後は、理事長、理事、業務・管理課長、業務・管理課次長で構成する審査委員会に管理課次長（平成30年4月からは業務課次長、平成31年1月からは業務課長）として出席し、公庫での研修成果、審査経験等を同委員会に反映させることにより、一 </p>	<p>いる」と判断したことからAとする。</p> <p>＜課題と対応＞</p> <p>引き続き、金融機関として質的向上を図るための人材育成に努めるとともに金融機関等との業務連携等の強化を図ることとしている。</p> <p>＜その他事項＞</p> <p>（有識者意見）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣の評定について異論なし。 	<p>正によりコンサルティング業務が新しい業務として追加されたことから、コンサルティング機能を強化するために外部機関との連携や知見の活用を行うべきである。</p>
(2) 人事交流・業務連携の強化	(2) 人事交流・業務連携の強化	<p>地域連携による人材育成の観点から、地元自治体との人事交流を検討するとともに、審査体制やコンサルティング機能の強化を図るため、株式会社日本政策金融公庫等外部の金融機関等との人事交流、業務連携等の実施をするなど、同公庫等との連携を図る。</p> <p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定） (講すべき措置)</p> <p>本法人の金融業務における審査体制やコンサルティング機能の強化を図るため、日本政策金融公庫との統合の可能性も視野</p>	<p>(2) 人事交流・業務連携の強化</p> <p>政策実施機能の一層の向上、審査体制及びコンサルティング機能の強化を図るため、株式会社日本政策金融公庫等との人事交流、業務連携及び情報交換、勉強会を実施することにより地域金融機関としての役割強化に資する人材育成と組織力の向上を図る。</p>		

		<p>に入れつつ、人事交流、業務連携等を実施するなど、同公庫等との連携を図る。</p>	<p>層の審査強化に努めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、平成 27 年度から同公庫の短期の集合研修プログラム（審査・債権管理関係）を活用した職員研修に参加している（令和元年度は 3 名、2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から開催中止、3 年度は Web 研修で 2 名、4 年度は Web 研修で 1 名受講、5 年度は Web 研修、集合研修で各 1 名受講）。 ・さらに、平成 29 年度、令和元年度は、農業経営アドバイザー研修を各 1 名が受講・合格し、2 名の農業経営アドバイザーが誕生した。また、令和 5 年度においては、1 名が同研修を受講した。 ・研修後は、勉強会を必須とし、研修内容を役職員で共有している。 ・平成 28 年 2 月に同公庫と業務提携について合意し、同公庫鹿児島支店と意見交換を行うとともに、今後の連携内容等についての検討を進めており、毎年度合同の勉強会等を実施している。令和 5 年度においては債権管理についての情報交換を実施した。 また、鹿児島県信用保証協会とは個人情報の取扱い、相続調査等についての勉強会を開催した。 <p>今後は、引き続き同公庫</p>	
--	--	---	--	--

				の短期の研修への参加等を通じ、人事交流に努めることとし、業務提携については、同公庫のほか対象となる金融機関、会議等の頻度、内容について一層の検討を進めることとする。	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
2-4	4. 入札及び契約手続きの適正化・透明化							
当該項目の重要度、難易度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	—			
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
入札及び契約手続の透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為、反社会的勢力の排除の徹底等を推進するとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を着実に実施する。 また、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人等による監査によりチェックを受ける。	入札及び契約手続の透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為、反社会的勢力の排除の徹底等を推進するとともに、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき、毎年度「調達等合理化計画」を策定・公表の上、着実に実施する。 また、入札・契約の適正な実施について、監事及び会計監査人等による監査によりチェックを受ける。	入札及び契約手続の透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為、反社会的勢力の排除の徹底等を推進するとともに、調達方式の適正化を図るために、随意契約によることが真にやむを得ない場合を除き、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえた取組	<主な定量的指標> — <その他の指標> 入札及び契約手続きの適正化・透明化、「調達等合理化計画」を踏まえた取組 <評価の視点> 入札及び契約手続きの適正化・透明化の状況	<主要な業務実績> ○入札及び契約手続きの適正化・透明化 ・入札及び契約手続きの透明性の確保、公正な競争の確保、不正行為、反社会的勢力の排除の徹底等を推進するとともに、調達方式の適正化に努めた結果、契約事務の執行体制や令和5年度における契約について、監事、内部監査担当及び会計監査人から指摘は受けていない。 ○「調達等合理化計画」を踏まえた取組 (1) 一者応募・応札案件の皆無 ・令和5年度における会計監査人の選任については、複数事業年度を監査	<評定と根拠> 評定：B 根拠：令和5年度に係る入札及び契約手続きについて監事、内部監査担当及び会計監査人による監査の点検等において指摘等は受けていない。 また、契約監視委員会においては、令和5年度調達等合理化計画の自己評価(案)及び令和6年度調達等合理化計画(案)等について点検を受け、了承との結果が示された。その結果についてはホームページで公表しており、これらの実績から定性的な指標について「目標の水準を満たしている」と判断しBとする。	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> — <その他事項> (有識者意見) ・主務大臣の評定について異論なし。		

			<p>対象期間として選任された会計監査人の 5 年目の契約であったため当該会計監査人に対して当該事業年度の企画書の提出を依頼した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度における官公需契約実績は、66 件、4,062 千円となっている（中小企業者：47 件、3,169 千円、中小企業者以外：19 件、893 千円）。中小企業者以外の契約は電算機器や AED の購入、求人広告費等である。 ・また、調達する物品等はグリーン購入法等に適したものを見つけて購入した。 <p>(2) 監事、内部監査担当及び会計監査人による点検</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和 5 年度における契約手続きについて、監事、内部監査担当及び会計監査人による監査において、指摘は受けていない。 <p>(3) 調査・周知結果、監事意見等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・e ラーニング方式で開催された会計検査院主催の「令和 4 年度決算検査報告説明会」を令和 6 年 1 月 16 日に監事が聴講し、2 月 5 日に、説明会資料を役職員へ周知した。また、周知事項については、期中監事監査において報告を行った（意見は特に 	引き続き、適切な入札及び契約手続きに努める。
--	--	--	--	------------------------

				<p>なし)。</p> <ul style="list-style-type: none">・令和5年度締結した契約、令和5年度調達等合理化計画の自己評価（案）及び令和6年度調達等合理化計画（案）について、外部有識者の委員及び監事で構成する契約監視委員会の点検を受け、了承との結果が示された。・また、令和5年度に締結した「競争性のない随意契約」に係る情報及び契約監視委員会の議事要旨について、ホームページにて公表している。	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3－1－(1)、(2)	1. 財務内容の改善 (1) 保証業務、(2) 融資業務								
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—					
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
【保証業務】 リスク管理債権割合 年度計画値	35.0% 第四期中期目標期間最終年度(令和5年度)目標値	—	50.2%	46.0%	41.9%	38.3%	35.0%	—	
リスク管理債権割合 実績値	—	55.0% (平成30年度実績値)	52.6%	53.4%	51.3%	40.2%	39.4%	—	
達成度	—	—	95.2%	86.3%	83.8%	96.9%	93.2%	—	
平成16年10月以降保証した債権に係るリスク管理債権割合 年度計画値	25.5% 中期目標期間最終年度(令和5年度)目標値	—	34.8%	32.2%	29.6%	27.5%	25.5%	—	
平成16年10月以降保証した債権に係るリスク管理債権割合 実績値	—	—	37.0%	37.4%	34.1%	24.4%	22.1%	—	
達成度	—	—	96.6%	92.3%	93.6%	104.3%	104.6%	—	
【融資業務】 リスク管理債権割合 年度計画値	31.0% 第四期中期目標期間最終年度(令和5年度)目標値	—	39.1%	37.1%	35.1%	33.0%	31.0%	—	
リスク管理債権割合 実績値	—	47.8% (平成30年度実績値)	48.2%	45.9%	38.5%	39.9%	34.6%	—	
達成度	—	—	85.1%	86.0%	94.8%	89.7%	94.8%	—	
平成16年10月以降融資した債権に係るリスク管理債権割合 年度計画値	24.8% 中期目標期間最終年度(令和5年度)目標値	—	1.3%	29.6%	28.0%	26.4%	24.8%	—	
平成16年10月以降融資した債権に係るリスク管理債権割合 実績値	—	—	40.1%	37.4%	29.7%	30.6%	25.3%	—	
達成度	—	—	87.2%	88.9%	97.6%	94.3%	99.3%	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	<p>財務の健全化を図るために、保証・融資業務について適切に実施する。</p> <p>＜定量目標（令和5年度末）＞</p> <p>ア 保証業務のリスク管理債権割合 35.0%</p> <p>イ うち平成 16 年 10 月以降保証した債権に係るリスク管理債権割合 25.5%</p> <p>ウ 融資業務のリスク管理債権割合 31.0%</p> <p>エ うち平成 16 年 10 月以降融資した債権に係るリスク管理債権割合 24.8%</p> <p>＜目標水準の考え方＞</p> <p>ア 法人として引き続き縮減に努めるものとするため、第三期中期目標期間の最終年度の目標値を維持する。</p> <p>イ 上記アを踏まえ試算した目標値。</p> <p>【指標】</p> <p>ア リスク管理債権割合：35.0%以下</p> <p>イ リスク管理債権割合のうち、平成 16 年 10 月以降保証した債権にかかるもの：25.5%以下</p> <p>ウ 法人として引き続き縮減に努めるものとするため、第三期中期目標期間の最終年度の目標値を維持する。</p> <p>エ 上記ウを踏まえ試算した目標値。</p>	<p>財務の健全化を図り、繰越欠損金の解消及びリスク管理債権の一層の圧縮を行うため、以下の内容を含む収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定・公表し、着実に実行する。</p> <p>(1) 保証業務において、「経営改善計画」の公表及び着実な実行に努める。</p> <p>(1) 保証業務について、「経営改善計画」の着実な実施を図ること等により5年度末におけるリスク管理債権の割合を抑制する。</p> <p>【指標】</p> <p>ア リスク管理債権割合 H31:50.2%、R2:46.0%、R3:41.9%、R4:38.3%、R5:35.0%</p> <p>イ リスク管理債権割合のうち、平成 16 年 10 月以降保証した債権にかかるもの：25.5%以下 (H31:34.8%、R2:32.2%、R3:29.6%)</p>	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)を踏まえ、財務の健全化を図り、繰越欠損金の解消及びリスク管理債権の一層の圧縮を図るために策定した「経営改善計画」の公表及び着実な実行に努める。</p> <p>(1) 保証業務について、リスク管理債権の割合を 31.0%以下</p> <p>イ リスク管理債権割合のうち、平成 16 年 10 月以降融資した債権にかかる割合を 24.8%以下</p> <p>【指標】</p> <p>ア リスク管理債権割合：35.0%以下</p> <p>イ リスク管理債権割合のうち、平成 16 年 10 月以降保証した債権にかかるもの：25.5%以下</p>	<p>＜主な定量的指標＞</p> <p>(1) 保証業務 ア 5 年度末におけるリスク管理債権の割合を 35.0%以下 イ リスク管理債権割合のうち、平成 16 年 10 月以降保証した債権にかかる割合を 25.5%以下</p> <p>(2) 融資業務 ア 5 年度末におけるリスク管理債権の割合を 31.0%以下</p> <p>イ リスク管理債権割合のうち、平成 16 年 10 月以降融資した債権にかかる割合を 24.8%以下</p> <p>【指標】</p> <p>ア リスク管理債権割合：35.0%以下</p> <p>イ リスク管理債権割合のうち、平成 16 年 10 月以降保証した債権にかかるもの：25.5%以下</p>	<p>＜主要な業務実績＞</p> <p>ア 5 年度末におけるリスク管理債権の割合を 35.0%以下 イ リスク管理債権割合のうち、平成 16 年 10 月以降保証した債権にかかる割合を 25.5%以下</p> <p>(1) 保証業務 ・リスク管理債権割合は、計画 35.0%に対し、実績は 39.4%となり、達成率は 93.2%となった。 また、リスク管理債権金額は、計画値 1,522 百万円に対し、実績は 931 百万円（前年度 1,050 百万円）となり、591 万円の減となった。</p> <p>（2）融資業務 ・リスク管理債権割合は、計画 36.8%で達成率は 93.9%となった。これは、既存債権の回収や償却処理により残高の増加には至っていないこと等によるものである。 また、リスク管理債権割合のうち、平成 16 年 10 月以降に保証・融資した債権にかかるリスク管理債権割合は、計画 35.0%に対し、実績は 39.4%となり、達成率は 93.2%となった。</p> <p>※総残高 2,362 百万円（前年度 2,615 百万円） ※リスク管理債権回収率 11.1%（前年度 5.6%） ・なお、リスク管理債権割合のうち、平成 16 年 10 月以降に保証した債権にかかるものは、計画 25.5%に対し、実績は 22.1%となり、達成率は 104.6%となつた。</p> <p>また、リスク管理債権金額は、計画値 967 百万円に対し、実績は 406 百万円</p>	<p>＜評定と根拠＞</p> <p>評定：C 根拠：両業務共にリスク管理債権は着実に減少しているものの、保証・融資残高も減少傾向にあることから、リスク管理債権割合は、保証業務で達成率 93.2%、融資業務では達成率 94.8%となり、目標を達成出来なかった。結果、総括のリスク管理債権割合は 36.8%で達成率は 93.9%となった。これは、既存債権の回収や償却処理により残高の増加には至っていないこと等によるものである。</p> <p>また、リスク管理債権割合のうち、平成 16 年 10 月以降に保証した債権にかかるリスク管理債権割合は、計画 35.0%に対し、実績は 39.4%となり、達成率は 93.2%となった。</p> <p>・なお、リスク管理債権割合のうち、平成 16 年 10 月以降に保証・融資した債権にかかるリスク管理債権割合は、計画 35.0%に対し、実績は 39.4%となり、達成率は 93.2%となつた。</p> <p>※総残高 2,362 百万円（前年度 2,615 百万円） ※リスク管理債権回収率 11.1%（前年度 5.6%） ・なお、リスク管理債権割合のうち、平成 16 年 10 月以降に保証した債権にかかるものは、計画 25.5%に対し、実績は 22.1%となり、達成率は 104.6%となつた。</p> <p>また、リスク管理債権金額は、計画値 967 百万円に対し、実績は 406 百万円</p>	<p>評定 C</p> <p>＜評定に至った理由＞</p> <p>理事長以下を構成員とする審査委員会及び債権管理委員会において、貸付実行から特別に管理が必要な債権の管理を徹底するとともに、民間金融機関との協調融資等を実施した結果、リスク管理債権額は減少した。（リスク管理債権額については、保証業務で対前年度 119 万円の減少、融資業務で対前年度 190 万円の減少。）しかし、保証・融資残高の減少が大きく、リスク管理債権割合は令和 5 年度末時点で、保証業務で達成度 93.2%、融資業務で達成度 94.8%と目標を下回っている。平成 16 年 10 月以降に融資した債権に係るリスク管理債権割合については、令和 5 年度末時点で、保証業務で達成度 104.6%と目標を上回っている一方で、融資業務は達成度 99.3%となっている。一部指標については目標を上回ったものの他指標については、中期計画における所期の目標を下回っている。</p> <p>以上のことから定量的な指標について中期計画における所期の目標を下回っていることから、評定を「C」とする。</p> <p>＜今後の課題と対応＞</p> <p>リスク管理債権額が減少傾向にあることは、奄美基金が債権の管理・回収の強化を適切に実施してきた結果である。奄美基金は利用者に対する情報提供や利用者の利便性確保等の取組を実施しているところであり、今後これらの取組を更に強化することで優良資産確保に努めるとともに、コンサルティング機能の強化等、経営・再</p>

	R 4:27.5%、R 5:25.5%	<p>(2) 融資業務においても、十分な返済能力が見込まれる者を対象に貸付けを行うこととし、審査の厳格化、金融機関との責任分担、期中管理の徹底、延滞債権の回収に努め、奄美基金が保有するリスク管理債権割合について、中期目標期間の最後の事業年度において31.0%以下に抑制することとし、着実に縮減を図る。</p> <p>【指標】</p> <p>ア リスク管理債権割合 H31:39.1%、R 2:37.1%、R 3:35.1%、R 4:33.0%、R 5:31.0%</p> <p>イ リスク管理債権割合 のうち、平成 16 年 10 月以降融資した債権にかかるもの：24.8%以下 (H31:31.3%、R 2:29.6%、R 3:28.0%、R 4:26.4%、R 5:24.8%)</p>	<p>(2) 融資業務についても、「経営改善計画」の着実な実施を図り、5度末におけるリスク管理債権の割合を抑制する。</p> <p>【指標】</p> <p>ア リスク管理債権割合：31.0%以下</p> <p>イ リスク管理債権割合のうち、平成 16 年 10 月以降融資した債権にかかるもの：24.8%以下</p>	<p>(前年度 503 百万円)となり、561 百万円の減となった。</p> <p>(2) 融資業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理債権割合は、計画31.0%に対し、実績は34.6%となり、達成率は94.8%となった。 <p>また、リスク管理債権金額は、計画値 1,920 百万円に対し、実績は 1,004 百万円（前年度 1,194 百万円）916 万円の減となった。</p> <p>※総残高 2,902 百万円（前年度 2,990 百万円）</p> <p>※リスク管理債権回収率 15.1%（前年度 9.0%）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なお、リスク管理債権割合のうち、平成 16 年 10 月以降に融資した債権にかかるものは、計画24.8%に対し、実績は 25.3%となり、達成率は 99.3%となつた。 <p>また、リスク管理債権金額は、計画値 1,407 百万円に対し、実績は 643 百万円（前年度 791 百万円）となり、764 百万円の減となつた。</p>	<p>性を反映した区分管理を行うため、入金実績と債務者の現況等の実態把握に着目したグループ分類により、効率的かつ効果的な債権管理を実施している。</p> <p>また、特定の事業者については、再生支援先に選定し、経営改善のためのアドバイスを行うなど経営の維持・安定に資する取組を行っている。</p> <p>加えて、一定規模の優良資産の確保を図るために事業者訪問を効果的に行うこととしている。</p> <p><その他事項></p> <p><課題と対応></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第五期中期目標・計画において、奄美基金の使命は奄美群島の産業振興に貢献することと改めて明記したところであり、保証・融資に当たっては、引き続き十分な審査を行いつつ、奄美群島の振興のために必要な事業については、より積極的に保証・融資を実施していく必要がある。 ・今後、コロナ禍で中小企業向けに実施されたいわゆる「ゼロゼロ融資」の返済が本格化を迎えるに当たって、事業者の経営が悪化することが見込まれる。リスク管理債権減少のためにも、期中管理の強化に努めるとともに、更なる事業者支援を実施していく必要がある。 ・第五期中期目標・計画においては、奄美基金が、一般の金融機関と比較してリスクの高い事業者を顧客としている業務の性質を踏まえ、リスク管理債権に係る目標を困難度の高い目標と位置づけるとともに、奄美基金のリスク管理債権減少に向けた取組を評価するため、リスク管理債権割合だけでなく、リスク管理債権総額についても評価することとした。
--	---------------------	--	---	--	--

							(有識者意見) ・主務大臣の評定について異論なし。
--	--	--	--	--	--	--	------------------------------

4. その他参考情報

特になし

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3-2	2. 繰越欠損金の削減							
当該項目の重要度、難易度	—			関連する政策評価・行政事業レビュー	—			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
繰越欠損金削減 年度計画値	第三期中期目標期間の最終年度(平成30年度)比で約4.1% (2.5億円)の削減を図る。	—	15百万円 (5,928百万円)	11百万円 (5,990百万円)	8百万円 (6,049百万円)	11百万円 (6,097百万円)	7百万円 (6,194百万円)	—
繰越欠損金削減 実績値	—	—	△57百万円 (6,061百万円)	△49百万円 (6,110百万円)	△94百万円 (6,204百万円)	△124百万円 (6,328百万円)	△6百万円 (6,334百万円)	—
達成度	—	—	-%	-%	-%	-%	-%	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
財務の健全化を図り、繰越欠損金の解消及びリスク管理債権の一層の圧縮を行うため、保証業務・融資業務における収益改善・経費節減等に関する具体的な計画を策定・公示し、着実に実行する。また、中期目標期間中において、同計画の実行を通じて、繰越欠損金を第三期中期目標期間の最終年度(平成30年度)比で約4.1%の削減を図る。 <目標水準の考え方>	財務状況を確実に改善し繰越欠損金の早期解消を図るため「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)等を踏まえて策定した経営改善計画を公表するとともに、着実な実行に努め中期目標期間中に約2.5億円の削減を図る。	「経営改善計画」の着実な実行に努め、繰越欠損金6,201百万円(令和4年度末見込)を6,194百万円(令和5年度末予定)へ削減する。	<主な定量的指標> ○令和5年度においては繰越欠損金を6,194百万円へ削減を図る。(4年度末繰越欠損金見込6,201百万円から7百万円の削減。) <その他の指標> — <評価の視点> 繰越欠損金の削減状況	<主要な業務実績> ・令和5年度は、経常収益において、引当金戻入の増等から対前年度比105百万円増加の213百万円となつた。一方、経常費用については、引当金繰入の減等から前年度比13百万円減少の219百万円となり、結果6百万円の損失計上となつた。 ・また、令和5年度末における繰越欠損金額は、当年度決算で6百万円の損失を計上したことから6,334百万円となつた。	<評定と根拠> 評定:C 根拠:令和5年度は、前年度に比して損失の抑制が図られたものの、事業収入(保証料収入、貸付金利息収入)が計画を下回ったこと等により、6百万円の単年度損失を計上している(保証業務:14百万円の損失、融資業務:8百万円の利益)。繰越欠損金は6,334百万円に増加しており、年度計画の繰越欠損金6,194百万円が達成出来ていない。	評定 C <評定に至った理由> 優良資産の確保、リスク管理債権額の削減、期中管理体制の強化、一般管理費の削減等により、奄美基金として繰越欠損金の削減に努めているところ。令和5年度は、前年度に比して損失の抑制が図られたものの、事業収入が計画を下回ったこと等により、6百万円の単年度損失を計上している。よって、中期計画における所期の目標を下回っていることから、評定を「C」とする。 <今後の課題と対応> 繰越欠損金の削減のため、奄美基金が期中管理体制の強化や一般管理費の削減に取り組み、その結果、一定の成果が出ていることは評価することができる。しかしながら、評価の視点である繰越欠損金の削減状況については、目標

<p>両業務における収益改善・経費削減等の観点から以下の前提で経営改善計画を新たに策定し、本中期目標期間中に約2.5億円の削減(5,943百万円(H30末)→5,698百万円(R5末))を目標とした。</p> <p>(保証業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業規模:10億円(H31) →15億円(R3以降) ○保証料率:1.19%(H26~H29の平均) ○代位弁済率:1.70% (H26~H29の最低率) ○求償権回収率:6.96% (H26~H29の平均) <p>(融資業務)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○事業規模:17億円(H31) →20億円(R3以降) ○ 貸付金利:内閣府が作成した「中長期の経済財政に関する試算(平成30年7月9日経済財政諮問会議提出)」の経済成長試算(ベースラインケース)の名目長期金利(2.1%)を参考 		<p>・繰越欠損金は、独立行政法人化に伴い、民間金融機関と同等の自己査定及び引当基準に基づく適切な引当金の計上等により生じたもので、審査の厳格化、期中管理の徹底等によるリスク管理債権の削減及び一般管理費の削減等によりその削減に努めているところである。</p>	<p>これらの実績から定量的な指標について「所期の目標を下回っており、改善を要する」と判断し、Cとする。</p> <p>なお、リスク管理債権については、債務者の返済状況、保全状況等を勘案して管理方策を区分し、効率的かつ効果的な管理ができるよう工夫している。</p> <p>また、一般管理費(人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費を除く。)については、支出の管理及びコスト意識の徹底等の効果により年度計画(H30比で7%以上の削減)を上回る40.1%の削減を達成している。人件費についてもH30の水準を維持することを基本とする年度計画に対し2.3%の削減が図られている。</p> <p>このように繰越欠損金の早期削減に努めているところではあるが、当基金の業務範囲が奄美群島に限定されており、かつ小口限定であること等から財務内容を劇的に改善することは相当ハードルが高いものと考えている。</p>	<p>を下回る結果となっている。</p> <p>奄美基金の経常収支については、過去より、経常費用は微減傾向にあるものの、経常収益が経常費用以上に減少傾向にあり、その結果、繰越欠損金が増加している。これは保証承諾・融資残高が減少した結果、主な収入源となる保証料・貸付利息収入が減少したことや、近年の低金利状況下で余裕金の運用による有価証券利息収入が減少したためである。</p> <p>よって第五期中期目標期間においては、引き続き、期中管理体制の強化や一般管理費の削減に努めることはもちろんのこと、新たに実施可能となった特定業種における大口の協調融資や積極的なセールス、利用者のニーズに合った商品の開発等により、債権総額を増加させていくとともに、適切な余裕金の運用を実施することで、経常収益を増加させていく必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>第五期中期目標・計画においては、奄美基金が、一般的の金融機関と比較してリスクの高い事業者を顧客としている業務の性質を踏まえ、繰越欠損金に係る目標を困難度の高い目標と位置づけるとともに、当該業務の性質を鑑み、繰越欠損金の目標値の適正性を再検討し、第五期中期目標期間中に単年度決算において、繰越欠損金の削減を図ることを目標として位置づけ、また繰越欠損金の削減に向けた奄美基金の取組についても評価に際し、考慮することとした。</p> <p>(有識者意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主務大臣の評定について異論なし。
---	--	---	---	--

					事業者に対する経営・再生支援の措置などによるリスク管理債権の削減、一般管理費の削減及び一定規模の優良資産の確保など自己収入増加策を推進し、単年度収支の改善・繰越欠損金の早期削減に努める。	
--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

特になし

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3-3	3. 余裕金の適切な運用							
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—					
2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—	—	—	—	—	—	—	—
3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
余裕金については、適切な運用益の確保が図られるよう、運用方針の検討、策定を行う。また、必要に応じて運用体制の見直しを行う。	余裕金の運用については、適切な運用益の確保が図られるよう運用方針の検討、策定を行うとともに、効果的な運用体制となるよう必要に応じて改善を図る。	余裕金について、運用の多様化が図られたことを踏まえ、年度当初に年間の運用方針を定めるとともに、組織規模に見合った効果的な運用体制により適切な運用に努める。	<主な定量的指標> — <その他の指標> 余裕金の運用方針の策定及び効果的な運用体制の構築 <評価の視点> 余裕金の適切な運用を行うための運用方針の策定及び効果的な運用体制の構築の状況	<主要な業務実績> 【保証業務】 ・収益性等を勘案し国債、地方債及び財投機関債等での運用を実施しているが、令和5年度末での国債等保有残高は、2,790百万円（令和4年度末比△108百万円）となった。 ・また、運用益：15百万円、運用利回り：0.54%（令和4年度　運用益：15百万円、運用利回り：0.52%）であった。	<評定と根拠> 評定：B 根拠：主にリスク面に注意しながら、国債・地方債及び財投機関債等により運用し、利回り等を踏まえつつ、適切な余裕金の運用を実施しており、定性的な指標について「目標の水準を満たしている」と判断したことからBとする。 <課題と対応> 取り組みを進めた資金運用の多様化を活用した上で、引き続き、リスク面に注意しながら適切な運用益の確保に努めるとともに、効果的な運用体制を維持する。	評定　B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題と対応> 余裕金の運用額については融資勘定分も運用に回すことで、運用額が多額となるため、より効率的な運用を図ることが望まれる。 <その他事項> 令和6年度より今まで融資財源とするため運用に回していなかった融資勘定分の余裕金についても、近年の融資残高減少の状況を鑑み、運用を実施することとした。 (有識者意見) ・主務大臣の評定について異論なし。		

4. その他参考情報

特になし

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
3-4、5、6	4. 予算、5. 収支計画、6. 資金計画							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー	—				

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
				業務実績	自己評価			
—	4. 予算 別表1のとおり	4. 予算 別表1のとおり	<主な定量的指標> — <その他の指標> 予算及び資金計画の適切な管理 <評価の視点> 収支計画については、繰越欠損金の削減状況	<主要な業務実績> 4. 予算（別表1） ・収入においては、貸付回収金の減少等により予算額を914百万円下回り848百万円となった。 ・支出においても、貸付金、代位弁済金の減少等により予算額を1,449百万円下回り868百万円となった。 5. 収支計画（別表2） ・事業収入（保証料収入、貸付金利息収入）の減少等により、計画では総利益7百万円のところ決算は6百万円の総損失を計上した。 6. 資金計画（別表3） ・資金計画は適正に執行した。	<評定と根拠> 評定：C 根拠：予算及び資金計画の管理については、適切に実施した。 また、収支計画については、「2. 繰越欠損金の削減」の中で単年度損失の整理を行っており、定性的な指標について「目標の水準を満たしていない」と判断したことからCとする。 <課題と対応> 引き続き、審査の厳格化、期中管理の徹底及び事業者に対する経営・再生支援の措置などによるリスク管理債権の削減、一般管理費の削減及び一定規模の優良資産の確保、保証業務に係る運用	評定 C <評定に至った理由> 予算等の実績について、毎月開催の定例会等において進捗状況を報告するとともに、課題への対応策について検討を行う等計画の進捗管理を実施し、黒字化するための努力を行ったが、6百万円の総損失を計上しており、繰越欠損金を減少させることができなかつたことから、定性的な指標について「所期の目標を下回っており、改善を要する」と認められ、評定を「C」とする。 <今後の課題と対応> 収支計画については繰越欠損金の削減を評価の視点としているが、令和5年度決算においては6百万円の総損失を計上している。財務内容の改善のため、期中管理体制の強化や一般管理費の削減に努めることはもちろんのこと、新たに実施可能となった特定業種における大口の協調融資や積極的なセールス、利用者のニーズに合った商品の開発等により、債権総額を増加させていくとともに、適切な余裕金の運用を実施することで、経常収益を増加させていく必要がある。		
—	5. 収支計画 別表2のとおり	5. 収支計画 別表2のとおり						
—	6. 資金計画 別表3のとおり	6. 資金計画 別表3のとおり						

				<p>※予算等の実績について、毎月開催の定例会等において進捗状況を報告するとともに、課題への対応策について検討を行うなど計画の進捗管理を実施した。</p>	<p>の改善など自己収入増加策を推進し、財務内容の改善に努めることとしている。</p>	<p><その他事項> (有識者意見) ・主務大臣の評定について異論なし。</p>
--	--	--	--	---	---	--

4. その他参考情報

特になし

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

4	短期借入金の限度額		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
				—	—	—	—	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	該当なし	該当なし	<主な定量的指標> 短期借入金の限度額 該当なし <その他の指標> — <評価の視点> 融資業務における短期借入金の状況	<主要な業務実績> ・令和5年度においては、適切な支出管理を行うことなどにより資金繰りの安定に努めており短期借入の実績は無かった。	<評定と根拠> 評定：— 根拠：適切な資金管理を実施したため、借入金実績は無かった。 <課題と対応> —	評定　— 評定　— 評定：— 根拠：適切な資金管理を実施したため、借入金実績は無かった。 <課題と対応> —

4. その他参考情報

特になし

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
					業務実績	自己評価	
	－	該当なし	該当なし	<p><主な定量的指標></p> <p>－</p> <p><他の指標></p> <p>不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画にかかる事項</p> <p><評価の視点></p> <p>－</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の該当はない。なお、奄美基金における重要な財産は本部事務所に係る土地及び建物のみであり、業務の実施に必要不可欠かつ最小限度のものである。 また、利用頻度の低い施設や不要な施設等は保有していない。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：－</p> <p>根拠：－</p> <p><課題と対応></p> <p>－</p>	<p>評定－</p> <p>該当なし</p>

4. その他参考情報

特になし

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

6	第5に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
－	該当なし	該当なし	<p><主な定量的指標></p> <p>－</p> <p><その他の指標></p> <p>重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画にかかる事項</p> <p><評価の視点></p> <p>－</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年度の該当はない。なお、奄美基金における重要な財産は本部事務所に係る土地及び建物のみであり、業務の実施に必要不可欠かつ最小限度のものである。 また、利用頻度の低い施設や不要な施設等は保有していない。 	<p><評定と根拠></p> <p>評定：－</p> <p>根拠：－</p> <p><課題と対応></p> <p>－</p>	<p>評定－</p> <p>該当なし</p>

4. その他参考情報

特になし

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

7	剩余金の使途		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	該当なし	該当なし	<主な定量的指標> — <その他の指標> 剩余金の使途にかかる事項 <評価の視点> —	<主要な業務実績> ・令和5年度は該当ない。	<評定と根拠> 評定：— 根拠：— <課題と対応> —	評定　— 該当なし

4. その他参考情報

特になし

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報

8-1	1. 施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
—	該当なし	該当なし	<主な定量的指標> — <その他の指標> 施設及び設備に関する 計画にかかる事項 <評価の視点> —	<主要な業務実績> ・令和5年度は該当ない。	<評定と根拠> 評定：— 根拠：— <課題と対応> —	評定　— 該当なし

4. その他参考情報

特になし

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報								
8-2	2. 人事に関する計画							
当該項目の重要度、難易度	—		関連する政策評価・行政事業レビュー		—			

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
職員の能力と実績を適正かつ厳格に評価し、その結果を処遇に反映させるとともに、適材適所の人事配置を行う。 また、職員の意欲を引き出す機会を確保し、組織の活性化を図るため、個々の職員の勤務成績、目標達成状況及び法人の業務実績を給与等に反映させる現行の人事評価制度について、より一層適切な運用を図る。 なお、政策金融機能を継続的・安定的に実施するための職員の人材育成が重要であり、職員の能力・知識向上に資するため、引き続き職場内研修を行うとともに適切な経営アドバイス等に必要な	業務内容に応じて必要な人員を確保し、職員の能力、資質に応じた適正な人員配置を行うことにより業務運営の効率化に資する。 下記の方策を行う。 ① 年度計画を踏まえた各課における業務の年度計画及び達成に向けた個別職員にかかる目標項目を設定するとともに、職務、職級に応じた評価体系を明確にし、これら実施状況と職員の取組状況を勘案した人事考課を行う。 ② 上記結果を受け、給与、特別手当等に反映させることにより職員のインセンティブの確保を図る。 ③ 年度計画の達成状況を踏まえ、業務実施体制及び職員の能力、資質等を反映した人員配置を行う。 ④ 政策金融機能を継続的・安定的に実施する	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・各課及び個別職員にかかる目標項目の設定及び実施状況等を勘案した人事考課 ・業務実績の給与への反映等インセンティブの確保及び関係規程の整備 ・職員の能力等を反映した人員配置 ・人材育成及び研修の実施 <評価の視点> 職員の能力と実績の適正な評価、インセンティブの確保、適材適所の人事配置及び能力、知識向上に資する研修等の実施状況	<主要な業務実績> ○各課及び個別職員にかかる目標項目の設定及び実施状況等を勘案した人事考課 ・令和5年度は、引き続きこれまでの職務・階級に応じて期待される能力・資質面のガイドライン（平成24年1月作成）及び新たに作成した人事評価マニュアル（令和3年6月作成、同年4月施行）に基づいた人事考課を実施した。 ・定例的に年度計画と実績状況を役職員で共有し、組織全体での目標管理を行った。 ・職員の評価にあたっては、個別の人事評価記録書（目標、評価）の作成により、具体的な目標項目	<評定と根拠> 評定：B 根拠：「人事評価マニュアル」（令和3年6月）に基づき、個別職員にかかる目標設定を行うとともに、段階的な評価及び個別面談を実施するなど、目標に対する実績等も踏まえた人事評価を実施し、この結果を給与・賞与等に反映させインセンティブの確保を図っている。 また、適切な人事配置を行うとともに、内部研修の実施のほか日本政策金融公庫、顧問弁護士等が主催する外部研修や通信講座を受講し、職員の能力・知識向上に資する取り組みを行っており、これらの実績から定性的な指標について「目	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> — <その他事項> (有識者意見) ・主務大臣の評定について異論なし。	

	<p>公的資格取得を奨励するほか、日本政策金融公庫等外部の金融機関等との人事交流の促進し、研修等への参加等を実施する。</p> <p>(参考1) 期初の常勤職員数 20名 期末の常勤職員数の見込み 20名</p> <p>(参考2) 中期目標期間中の人件費総額見込み 805百万円</p>	<p>ための人材育成及び職員の能力・知識向上を図るため、役職員一体での勉強会の定期的開催、OJTの活用等を行うとともに経営アドバイス等に必要な公的資格(FP、宅建取引士等)取得を奨励するほか、日本政策金融公庫等外部の金融機関等との人事交流、研修等への参加を推進する。</p>	<p>を設定し、年1回の能力評価及び半期に1回の実績評価を実施した。なお、評価にあたっては、当事者の自己評価、一次評価(次長)、二次評価(課長)に加え理事、理事長による段階的な評価及び個別面談を行うなど詳細な評価方法で実施した。</p> <p>また、評価内容については個別面談を通じ各職員にフィードバックを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○業務実績の給与への反映等インセンティブの確保及び関係規程の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年6月に改正した給与規程の改正内容に基づき、個々の職員の勤務成績を給与、特別手当へ反映し、職員のインセンティブの確保を図ると同時に能力、業績等に見合った厳格な人事制度の運用を図った。 ○職員の能力等を反映した人員配置 <ul style="list-style-type: none"> ・職員能力に応じた人事配置については、引き続き検討、実施を進めているところであるが、令和5年度においては、再雇用職員(継続、新規各1名)の業務経験を考慮し、業務課及び内部監査担当に配置した。 ○人材育成及び研修の実施(再掲) 	<p>標の水準を満たしている」と判断し、Bとする。</p> <p><課題と対応></p> <p>今後とも、業務実績の向上等を図るため、適切な人事考課、インセンティブの確保及び効果的な人員配置に努める。</p>	
--	---	---	---	--	--

			<p>(職員研修の実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成及び職員の能力・知識向上に資するため、年間延べ 48 名（昨年 52 名）の職員が顧問弁護士、司法書士、(株)日本政策金融公庫等が主催する外部研修を受講し、通信講座を 5 名（昨年 8 名）が受講した。 ・(株)日本政策金融公庫の研修及び㈱きんざいの通信講座等を受講した職員は研修終了後、勉強会を 6 回実施し、研修内容を役職員で共有した。 ・また、総務省、かごしま産業支援センター等が主催するオンラインセミナーを受講した（計 38 回、受講者数：延べ 48 名）。 ・加えて、金融機関としての更なる資質及び専門性を高める目的で職員が講師となった内部勉強会を 7 回開催した。 <p>(資格取得の推進)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務に資する職員の資格取得を推進した結果、令和 5 年度は日商簿記 3 級に 1 名が合格した。 ・資格取得者 (FP (2 級以上)、宅地建物取引士、簿記 (2 級以上) 等) の累計は 22 名（昨年度末 22 名）となっている。 <p>(人事交流、業務連携の強化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）において記載されている講すべき措置については、以下の対応を行つており措置済みである。 	
--	--	--	--	--

			<p>・平成 27 年 7 月から 1 年間、(株)日本政策金融公庫内部の OJT に職員 1 名を出向させており、この職員の出向終了後は、理事長、理事、業務・管理課長、業務・管理課次長で構成する審査委員会に管理課次長（平成 30 年 4 月からは業務課次長、平成 31 年 1 月からは業務課長）として出席し、公庫での研修成果、審査経験等を同委員会に反映させることにより、一層の審査強化に努めている。</p> <p>・また、平成 27 年度から同公庫の短期の集合研修プログラム（審査・債権管理関係）を活用した職員研修に参加している（令和元年度は 3 名、2 年度は新型コロナウイルス感染症拡大の影響から開催中止、3 年度は Web 研修で 2 名、4 年度は Web 研修で 1 名受講、5 年度は Web 研修、集合研修で各 1 名受講）。</p> <p>・さらに、平成 29 年度、令和元年度は、農業経営アドバイザー研修を各 1 名が受講・合格し、2 名の農業経営アドバイザーが誕生した。また、令和 5 年度においては、1 名が同研修を受講した。</p> <p>・研修後は、勉強会を必須とし、研修内容を役職員で共有している。</p> <p>・平成 28 年 2 月に同公庫と業務提携について合意</p>	
--	--	--	--	--

				<p>し、同公庫鹿児島支店と意見交換を行うとともに、今後の連携内容等についての検討を進めており、毎年度合同の勉強会等を実施している。令和5年度においては債権管理についての情報交換を実施した。</p> <p>また、鹿児島県信用保証協会とは個人情報の取扱い、相続調査等についての勉強会を開催した。</p> <p>今後は、引き続き同公庫の短期の研修への参加等を通じ、人事交流に努めることとし、業務提携については、同公庫のほか対象となる金融機関、会議等の頻度、内容について一層の検討を進めることとする。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

特になし

(令和5年度項目別評定調書)

1. 当事務及び事業に関する基本情報	
8-3-(1)	3. その他中期目標を達成するために必要な事項 (1) 内部統制の充実・強化
当該項目の重要度、難易度	—

2. 主要な経年データ

評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
(1) 目標管理の徹底 業務の有効性及び効率性の向上に資するため、中期計画のほか数値目標等について取組状況の報告、意見交換の実施を通じて目標管理の徹底を図る。	① 目標管理の徹底 業務の有効性及び効率性の向上に資するため、本計画のほか数値目標等について取組状況の報告、意見交換の実施を通じて目標管理の徹底を図る。	① 目標管理の徹底 業務の有効性及び効率性の向上に資するため、年度計画における数値目標等について毎月開催の定例会において各課から報告を行うとともに結果を踏まえた新たな取組を協議すること等により目標管理の徹底を図る。また、目標管理について担当者を選任するとともに、年度計画の進捗については四半期毎に実績整理を行う。	<主な定量的指標> — <その他の指標> ・目標管理の徹底 ・自己評価の実施 ・コンプライアンス体制の強化等業務運営体制の構築 ・情報セキュリティ対策の推進 <評価の視点> 内部統制の充実・強化に向けた取組状況	<主要な業務実績> ○目標管理の徹底 ・令和5年度は役職員全員参加（非常勤職員含む）の全体朝礼（出先事務所はリモート参加）を毎月開催し、今年度の実績やコンプライアンスの再確認等対応すべき課題について役職員全員で共有した。 ・また、組織全体の目標・課題を課毎並びに職員個人に割り当て、各々の年間の目標を明確化とともに、定例会において、数値目標の達成状況、今後の実績見込み、コンプライアンス違反の事案等の有無について報告を行った。 ・加えて、目標管理について担当者を選任するとともに、年度計画の進捗に	<評定と根拠> 評定：B 根拠：内部統制の充実・強化に向け、全体朝礼を毎月開催し、経営目標等を全職員で共有している。 組織の目標・課題に基づいて、各課、個人の目標を設定し、定例会において進捗状況を確認するとともに目標管理の担当者を選任し、四半期毎に年度計画の進捗について実績を整理している。 また、企画運営会議において、年度計画に対する四半期毎の自己評価を実施している。 さらに、コンプライアンスの徹底を図るため、オンブズパーソンを選出し、意見・通報等の情報収集窓口の拡大及び職員主体でのコンプライアンス	評定 B <評定に至った理由> 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> — <その他事項> (有識者意見) ・主務大臣の評定について異論なし。

(2) 自己評価の実施 保証業務及び融資業務に係る自己評価を実施し、業務運営に反映させる。	② 自己評価の実施 奄美基金内部の企画運営会議による自己評価を行い、評価結果を業務運営に反映させる。	② 自己評価の実施 奄美基金内部に設置した横断的な業務の評価・点検等を行う企画運営会議にて内部統制に関する業務運営全般の協議を原則として四半期毎に実施することとし、必要に応じて有識者を活用しつつ、自己評価を行う。 また、適切な業務運営に資するため業務プロセスの見直しを行い各種マニュアル及び事務処理等の改善を図る。	について四半期毎に実績整理を行うとともに半期毎に業務実施計画の総括を実施した。 ○自己評価の実施 ・企画運営会議において年度計画に対する四半期毎の自己評価を実施した。 ・また、保証申込提出書類の見直し及び漁船保険質権等の手続き見直しを行い、事務処理の改善を図った。	に関する勉強会を開催するなど内部統制の充実・強化に努めている。 情報セキュリティ対策として内部研修、内部監査を実施しており、これらの実績から定性的な指標について「目標の水準を満たしている」と判断したことからBとする。 <課題と対応> 引き続き、適切な業務運営の確保を図るため、内部統制の充実・強化に努め業務の有効性及び効率性の向上を図る。	
(3) リスク管理体制の強化 内部統制の確立に向け、単に法令遵守にとどまらず、広くステークホルダーとの関係において社会的要請に応えるコンプライアンスの徹底を図り、リスク管理体制、内部規程等の整備、情報開示の充実等に努め、実効ある業務実施体制を構築する。	③ リスク管理体制の強化 内部統制の更なる充実強化を図るため、相互牽制機能が十分に働く、組織規模に見合ったリスク管理体制の強化に努める。また、コンプライアンス委員会の活用等により、単に法令遵守にとどまらず、広くステークホルダーとの関係において社会的要請に応えるコンプライアンスの徹底、リスク管理、内部監査、監事及び会計監査人による監査の強化、内部規定等の整備、財務内容等の情報開示の充実等により、実効ある業務運営体制を構築する。	③ リスク管理体制の強化 コンプライアンスに関する規程の整備・見直しや研修等を定めたコンプライアンス・プログラムに基づき、各課主催による研修会の実施及び資料配付等による啓発・周知の強化に努めるとともにコンプライアンス委員会で定期的な協議を行い、進捗状況を把握することにより、コンプライアンスの徹底を図る。 また、企画運営会議で四半期毎に実施する内部統制に関する業務運営全般の協議結果を踏まえ、各課、内部監査担当者、監事及び会計監査人による	○コンプライアンス体制の強化等業務運営体制の構築 ①コンプライアンス体制の強化等 ・役員、課長で構成するコンプライアンス委員会での協議を12回実施した。 また、他機関における不祥事(現金着服、書類改ざん等)について、関連記事を配信するとともに、全体会議において啓発活動を実施した。 ・通常業務を行う職員の中から選出されたオンブズパーソンによる周知活動、アンケート実施により、コンプライアンスの徹底に努めた。 ・コンプライアンスに関		

		<p>監査を計画的かつ効果的に実施し、指摘された改善事項の事後検証・改善を確実に行うなど、実効ある業務運営体制を構築する。</p>	<p>する意識を醸成させるため、職員主体でのコンプライアンスに関する勉強会を平成 29 年度から開始したが、今年度においても 5 回実施した。</p> <p>②内部監査等の適切な実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内部監査については、本部各課及び出先事務所の実査を行うとともに、各課・出先事務所において自己検査を実施した、また過去の検査結果のフォローアップ、業務実施態勢の確認に努めた。 ・監事は、業務運営状況及び役員の職務執行状況等について、役員間での意見交換等を通じ、監査を適切に実施した。 ・平成 25 年度決算から、勘定別の財務諸表をディスクロージャー誌やホームページに掲載し、情報開示の充実に努めた。 <p>○情報セキュリティ対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「国民のための情報セキュリティサイト」に基づいた全役職員向けの研修を実施した。 ・「金融機関等コンピュータシステム安全対策基準（公益財団法人金融情報システムセンター編）」に基づいた内部監査を実施した。 	
(4) 情報セキュリティ 対策の推進 「サイバーセキュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定) 等の政府の方針を踏まえ、奄美基金の情報セキュリティポリシーに基づき、適切な対策を行う。	④ 情報セキュリティ対策の推進 「サイバーセキュリティ戦略」(平成 27 年 9 月 4 日閣議決定) 等の政府の方針を踏まえ、奄美基金の情報セキュリティポリシーに基づき、適切な対策を行う。	<p>④ 情報セキュリティ対策の推進 「サイバーセキュリティ戦略」(令和 3 年 9 月 28 日閣議決定) 等の政府の方針と奄美基金の情報セキュリティポリシーを踏まえ適切に推進することとし、具体的な取り組みは以下のとおりとする。</p> <p>ア 「政府機関等のサイバーセキュリティ対策のための統一基準群」(令和 3 年 7 月 7 日サ</p>		

		<p>イバーセキュリティ戦略本部決定）に基づき、必要に応じて奄美基金の情報セキュリティポリシーを見直す。</p> <p>イ 「国民のための情報セキュリティサイト」等に基づいた全役職員向けの研修を実施する。</p> <p>ウ 「金融機関等コンピュータシステム安全対策基準（公益財団法人金融情報システムセンター編）」等に基づいた内部監査を実施する。</p>				
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

【 総 表 】

別表1 予算

(単位：千円)

区分	金額
収入	
出資金	—
政府出資金	—
地方公共団体出資金	—
求償権等回収金	500,048
貸付回収金	7,914,891
借入金等	—
事業収入	990,497
事業外収入	164,369
その他の収入	—
計	9,569,804
支出	
代位弁済金	442,731
貸付金	9,600,000
借入金償還	—
事業費	—
一般管理費	1,084,664
人件費	804,739
その他一般管理費	279,925
その他の支出	20,000
計	11,147,395

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：千円)

区分	金額
費用の部	1,376,611
経常費用	1,376,611
事業費	—
一般管理費	1,141,197
減価償却費	17,675
求償権償却損失	64,490
貸倒損失	28,657
引当金繰入	124,592
事業外費用	—
臨時損失	—
収益の部	1,622,217
経常収益	1,622,217
事業収入	995,562
引当金戻入	274,694
事業外収益	351,961
臨時利益	—
純利益	245,606
目的積立金取崩額	—
総利益	245,606

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：千円)

区分	金額
資金支出	15,163,158
業務活動による支出	11,127,395
一般管理費支出	1,084,664
代位弁済による支出	442,731
貸付金による支出	9,600,000
その他の業務支出	—
投資活動による支出	3,620,000
定期預金預入による支出	300,000
有価証券取得による支出	3,300,000
その他の投資支出	20,000
財務活動による支出	—
長期借入返済による支出	—
短期借入返済による支出	—
次年度への繰越金	415,763
資金収入	15,163,158
業務活動による収入	9,569,804
投資活動による収入	5,000,000
財務活動による収入	—
前年度（前期）よりの繰越金	593,354

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

【保証勘定】

別表1 予算

(単位：千円)

区分	金額
収入	
出資金	—
政府出資金	—
地方公共団体出資金	—
求償権等回収金	500,048
借入金等	—
事業収入	343,539
事業外収入	133,588
その他の収入	—
計	977,174
支出	
代位弁済金	442,731
借入金償還	—
事業費	—
一般管理費	542,332
人件費	402,369
その他一般管理費	139,963
その他の支出	10,000
計	995,063

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：千円)

区分	金額
費用の部	692,774
経常費用	692,774
事業費	—
一般管理費	570,512
減価償却費	11,716
求償権償却損失	64,490
引当金繰入	46,055
事業外費用	—
臨時損失	—
収益の部	713,448
経常収益	713,448
事業収入	340,325
引当金戻入	113,982
事業外収益	259,141
臨時利益	—
純利益	20,674
目的積立金取崩額	—
総利益	20,674

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：千円)

区分	金額
資金支出	4,009,830
業務活動による支出	985,063
一般管理費支出	542,332
代位弁済による支出	442,731
その他の業務支出	—
投資活動による支出	2,810,000
定期預金預入による支出	300,000
有価証券取得による支出	2,500,000
その他の投資支出	10,000
財務活動による支出	—
短期借入返済による支出	—
次年度への繰越金	214,767
資金収入	4,009,830
業務活動による収入	977,174
投資活動による収入	2,700,000
財務活動による収入	—
前年度（前期）よりの繰越金	332,656

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

【融資勘定】

別表1 予算

(単位：千円)

区分	金額
収入	
出資金	—
政府出資金	—
地方公共団体出資金	—
貸付回収金	7,914,891
借入金等	—
事業収入	646,958
事業外収入	30,781
その他の収入	—
計	8,592,630
支出	
貸付金	9,600,000
借入金償還	—
事業費	—
一般管理費	542,332
人件費	402,369
その他一般管理費	139,963
その他の支出	10,000
計	10,152,332

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：千円)

区分	金額
費用の部	683,838
経常費用	683,838
事業費	—
一般管理費	570,685
減価償却費	5,959
貸倒損失	28,657
引当金繰入	78,537
事業外費用	—
臨時損失	—
収益の部	908,769
経常収益	908,769
事業収入	655,238
引当金戻入	160,711
事業外収益	92,820
臨時利益	—
純利益	224,931
目的積立金取崩額	—
総利益	224,931

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：千円)

区分	金額
資金支出	11,153,328
業務活動による支出	10,142,332
一般管理費支出	542,332
貸付金による支出	9,600,000
その他の業務支出	—
投資活動による支出	810,000
定期預金預入による支出	—
有価証券取得による支出	800,000
その他の投資支出	10,000
財務活動による支出	—
長期借入返済による支出	—
短期借入返済による支出	—
次年度への繰越金	200,996
資金収入	11,153,328
業務活動による収入	8,592,630
投資活動による収入	2,300,000
財務活動による収入	—
前年度（前期）よりの 繰越金	260,698

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

【 総 表 】

別表1 予算

(単位：千円)

区分	金額
収入	
出資金	—
政府出資金	—
地方公共団体出資金	—
求償権等回収金	91,863
貸付回収金	1,507,627
借入金等	—
事業収入	142,365
事業外収入	20,101
その他の収入	—
計	1,761,956
支出	
代位弁済金	81,788
貸付金	2,000,000
借入金償還	—
事業費	—
一般管理費	231,507
人件費	179,208
その他一般管理費	52,299
その他の支出	4,000
計	2,317,295

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：千円)

区分	金額
費用の部	231,168
経常費用	231,168
事業費	—
一般管理費	224,505
減価償却費	6,664
求償権償却損失	—
貸倒損失	—
引当金繰入	—
事業外費用	—
臨時損失	—
収益の部	238,450
経常収益	238,450
事業収入	143,144
引当金戻入	35,427
事業外収益	59,879
臨時利益	—
純利益	7,282
目的積立金取崩額	—
総利益	7,282

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：千円)

区分	金額
資金支出	4,307,997
業務活動による支出	2,313,295
一般管理費支出	231,507
代位弁済による支出	81,788
貸付金による支出	2,000,000
その他の業務支出	—
投資活動による支出	1,604,000
定期預金預入による支出	1,100,000
有価証券取得による支出	500,000
その他の投資支出	4,000
財務活動による支出	—
長期借入返済による支出	—
短期借入返済による支出	—
次年度への繰越金	390,701
資金収入	4,307,997
業務活動による収入	1,761,956
投資活動による収入	2,100,000
財務活動による収入	—
前年度（前期）よりの繰越金	446,041

(注) 1. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2. 次年度への繰越金及び前年度（前期）よりの繰越金は、定期預金を除いてある。

【 保 証 勘 定 】

別表1 予算

(単位：千円)

区分	金額
収入	
出資金	—
政府出資金	—
地方公共団体出資金	—
求償権等回収金	91,863
借入金等	—
事業収入	59,640
事業外収入	20,028
その他の収入	—
計	171,531
支出	
代位弁済金	81,788
借入金償還	—
事業費	—
一般管理費	114,971
人件費	88,821
その他一般管理費	26,150
その他の支出	2,000
計	198,759

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

(単位：千円)

区分	金額
費用の部	116,505
経常費用	116,505
事業費	—
一般管理費	112,252
減価償却費	4,252
求償権償却損失	—
引当金繰入	—
事業外費用	—
臨時損失	—
収益の部	121,897
経常収益	121,897
事業収入	59,562
引当金戻入	15,155
事業外収益	47,180
臨時利益	—
純利益	5,393
目的積立金取崩額	—
総利益	5,393

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

(単位：千円)

区分	金額
資金支出	1,485,493
業務活動による支出	196,759
一般管理費支出	114,971
代位弁済による支出	81,788
その他の業務支出	—
投資活動による支出	1,102,000
定期預金預入による支出	600,000
有価証券取得による支出	500,000
その他の投資支出	2,000
財務活動による支出	—
短期借入返済による支出	—
次年度への繰越金	186,734
資金収入	1,485,493
業務活動による収入	171,531
投資活動による収入	1,100,000
財務活動による収入	—
前年度（前期）よりの繰越金	213,962

(注) 1. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2. 次年度への繰越金及び前年度（前期）よりの繰越金は、定期預金を除いてある。

【融資勘定】

別表1 予算

区分	金額
収入	
出資金	—
政府出資金	—
地方公共団体出資金	—
貸付回収金	1,507,627
借入金等	—
事業収入	82,725
事業外収入	72
その他の収入	—
計	1,590,424
支出	
貸付金	2,000,000
借入金償還	—
事業費	—
一般管理費	116,537
人件費	90,387
その他一般管理費	26,150
その他の支出	2,000
計	2,118,537

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表2 収支計画

区分	金額
費用の部	114,664
経常費用	114,664
事業費	—
一般管理費	112,252
減価償却費	2,412
貸倒損失	—
引当金繰入	—
事業外費用	—
臨時損失	—
収益の部	116,553
経常収益	116,553
事業収入	83,582
引当金戻入	20,272
事業外収益	12,699
臨時利益	—
純利益	1,889
目的積立金取崩額	—
総利益	1,889

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

別表3 資金計画

区分	金額
資金支出	2,822,504
業務活動による支出	2,116,537
一般管理費支出	116,537
貸付金による支出	2,000,000
その他の業務支出	—
投資活動による支出	502,000
定期預金預入による支出	500,000
有価証券取得による支出	—
その他の投資支出	2,000
財務活動による支出	—
長期借入返済による支出	—
短期借入返済による支出	—
次年度への繰越金	203,967
資金収入	2,822,504
業務活動による収入	1,590,424
投資活動による収入	1,000,000
財務活動による収入	—
前年度（前期）よりの繰越金	232,079

(注) 1. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2. 次年度への繰越金及び前年度（前期）よりの繰越金は、定期預金を除いてある。

1. 令和5事業年度予算及び決算

(単位：千円)

区分	総計		保証勘定		融資勘定	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
収入						
出資金	-	-	-	-	-	-
政府出資金	-	-	-	-	-	-
地方公共団体出資金	-	-	-	-	-	-
求償権等回収金	91,863	86,338	91,863	86,338	-	-
貸付回収金	1,507,627	674,093	-	-	1,507,627	674,093
借入金等	-	-	-	-	-	-
事業収入	142,365	71,896	59,640	21,903	82,725	49,992
事業外収入	20,101	15,226	20,028	14,967	72	259
その他の収入	-	-	-	-	-	-
計	1,761,956	847,553	171,531	123,208	1,590,424	724,345
支出						
代位弁済金	81,788	-	81,788	-	-	-
貸付金	2,000,000	643,945	-	-	2,000,000	643,945
借入金償還	-	-	-	-	-	-
事業費	-	-	-	-	-	-
一般管理費	231,507	219,538	114,971	108,701	116,537	110,838
人件費	179,208	175,912	88,821	87,173	90,387	88,739
その他一般管理費	52,299	43,626	26,150	21,528	26,150	22,099
その他の支出	4,000	4,837	2,000	4,384	2,000	454
計	2,317,295	868,321	198,759	113,084	2,118,537	755,236

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

2. 令和5事業年度収支計画及び実績

(単位：千円)

区分	総 計		保証勘定		融資勘定	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
費用の部	231,168	219,542	116,505	110,826	114,664	108,716
経常費用	231,168	219,542	116,505	110,826	114,664	108,716
事業費	-	-	-	-	-	-
一般管理費	224,505	211,924	112,252	105,672	112,252	106,252
減価償却費	6,664	6,746	4,252	4,282	2,412	2,464
求償権償却損失	-	872	-	872	-	-
貸倒損失	-	-	-	-	-	-
引当金繰入	-	-	-	-	-	-
事業外費用	-	-	-	-	-	-
臨時損失	-	0	-	0	-	0
収益の部	238,450	213,231	121,897	96,696	116,553	116,535
経常収益	238,450	213,231	121,897	96,696	116,553	116,535
事業収入	143,144	71,896	59,562	21,903	83,582	49,992
引当金戻入	35,427	116,674	15,155	52,931	20,272	63,743
事業外収益	59,879	24,662	47,180	21,862	12,699	2,800
臨時利益	-	-	-	-	-	-
純利益	7,282	△ 6,311	5,393	△ 14,130	1,889	7,820
目的積立金取崩額	-	-	-	-	-	-
総利益	7,282	△ 6,311	5,393	△ 14,130	1,889	7,820

(注) 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。

3. 令和5事業年度資金計画及び実績

(単位：千円)

区分	総 計		保 証 勘 定		融 資 勘 定	
	予算額	決算額	予算額	決算額	予算額	決算額
資金支出	4,307,997	7,398,436	1,485,493	2,154,300	2,822,504	5,244,136
業務活動による支出	2,313,295	873,049	196,759	114,518	2,116,537	758,531
一般管理費支出	231,507	223,273	114,971	110,588	116,537	112,685
代位弁済による支出	81,788	-	81,788	-	-	-
貸付金による支出	2,000,000	643,945	-	-	2,000,000	643,945
その他の業務支出	-	5,831	-	3,930	-	1,901
投資活動による支出	1,604,000	392,862	1,102,000	392,409	502,000	454
定期預金の預入による支出	1,100,000	-	600,000	-	500,000	-
有価証券取得による支出	500,000	391,955	500,000	391,955	-	-
その他の投資支出	4,000	907	2,000	454	2,000	454
財務活動による支出	-	-	-	-	-	-
長期借入返済による支出	-	-	-	-	-	-
短期借入返済による支出	-	-	-	-	-	-
次年度への繰越金	390,701	6,132,525	186,734	1,647,374	203,967	4,485,151
資金収入	4,307,997	7,398,436	1,485,493	2,154,300	2,822,504	5,244,136
業務活動による収入	1,761,956	843,828	171,531	119,280	1,590,424	724,548
投資活動による収入	2,100,000	500,000	1,100,000	500,000	1,000,000	-
財務活動による収入	-	-	-	-	-	-
前年度（前期）よりの繰越金	446,041	6,054,609	213,962	1,535,020	232,079	4,519,588

- (注) 1. 単位未満端数四捨五入処理のため、計において一致しないことがある。
2. 決算の次年度への繰越金は、預入期間3ヶ月以内の定期預金を含んでいる。
- ・決算額 保証勘定：1,400,000千円、融資勘定：4,200,000千円、計：5,600,000千円)
3. 次年度への繰越金及び前年度（前期）よりの繰越金（2. を除く）は、定期預金を除いている。
- (定期預金の次年度への繰越金は、
- ・予算額 保証勘定：900,000千円、融資勘定：2,800,000千円、計：3,700,000千円
 - ・決算額 保証勘定：-千円、融資勘定：-千円、計：-千円)